



# 第3次聖籠町 地域福祉計画

2026（令和8）年度から2030（令和12）年度

令和8年3月

聖籠町



## はじめに



本町では、町民一人ひとりが安心して暮らし、心豊かに生きることができるまちを目指し、日々まちづくりに取り組んでいます。子どもへの投資、福祉への投資、未来への投資という3つの柱を据え、限られた財源の中でも、町民の皆さまの笑顔があふれる日常を守り続けることを大切にしています。

近年、少子高齢化や家族構成の変化、地域のつながりの希薄化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした中で、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が自分らしく、安心して暮らせる地域社会の実現が、これまで以上に求められています。

本計画では、「支えあい 地域ぐるみでともに生きる せいろうまち」を基本理念とし、誰もが健やかに暮らせる町、誰もが自分らしく暮らせる町、誰もが支えあう町、誰もが安心して暮らせる町という4つの目標のもと、地域福祉の推進に向けたさまざまな施策を展開してまいります。

町民一人ひとりが主役となり、地域や関係機関と連携しながら、支え合いの輪を広げていくことが、これからの聖籠町の福祉の原動力です。時代の変化に柔軟に対応しながら、「生まれて良かった 住んで良かった」と心から実感できる聖籠町を目指し、町民の皆さまとともに歩んでまいります。今後とも、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた皆さま、貴重なご意見やご提言をいただきました町民や関係機関・団体の皆さま、ご尽力をいただきました聖籠町地域福祉計画策定委員会の委員の皆さま、すべての皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和8年3月

聖籠町長 西脇 道夫

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
(1) 地域福祉とは .....	1
(2) 国や県の動向 .....	2
(3) 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ .....	4
(1) 法的根拠.....	4
(2) 他の計画との関係 .....	5
(3) 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業.....	6
3 計画の期間 .....	8
4 計画の策定体制 .....	8
5 SDGs の推進.....	9
<b>第2章 聖籠町における現状と課題</b> .....	<b>10</b>
1 統計データからみる聖籠町.....	10
(1) 人口と世帯の状況 .....	10
(2) 子どもを取り巻く状況.....	14
(3) 高齢者の状況 .....	18
(4) 障がいのある人の状況.....	19
(5) 支援を必要とする人の状況.....	20
2 地域福祉に関するアンケート結果からみる現状.....	23
(1) 調査の概要.....	23
(2) 調査結果の概要.....	24
3 調査結果からみる課題 .....	30
4 前期計画の評価 .....	32
5 地域福祉に関する課題 .....	39
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>41</b>
1 基本理念.....	41
2 基本方針.....	42

3 施策の体系 .....	45
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>46</b>
1 誰もが健やかに暮らせるまちづくり .....	46
1-1 すべての人にやさしい環境づくり .....	46
1-2 地域でつながる健康づくり .....	50
2 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり .....	53
2-1 情報提供体制の充実 .....	53
2-2 包括的な支援体制の強化 .....	56
2-3 配慮を必要とする人への支援 .....	58
3 誰もが支えあうまちづくり .....	62
3-1 地域における交流の促進と孤独・孤立の防止 .....	62
3-2 町民の支えあい活動の活性化 .....	65
3-3 地域福祉の担い手の確保・育成 .....	68
4 誰もが安心して暮らせるまちづくり .....	70
4-1 権利擁護の促進 .....	70
4-2 暮らしやすい生活環境の整備 .....	74
4-3 防災・交通安全・防犯体制の強化 .....	76
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>80</b>
1 推進体制 .....	80
2 進捗管理 .....	80
(1) PDCA サイクルによる進捗管理 .....	80
(2) 指標による評価 .....	81
<b>資料編</b> .....	<b>82</b>

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 地域福祉とは

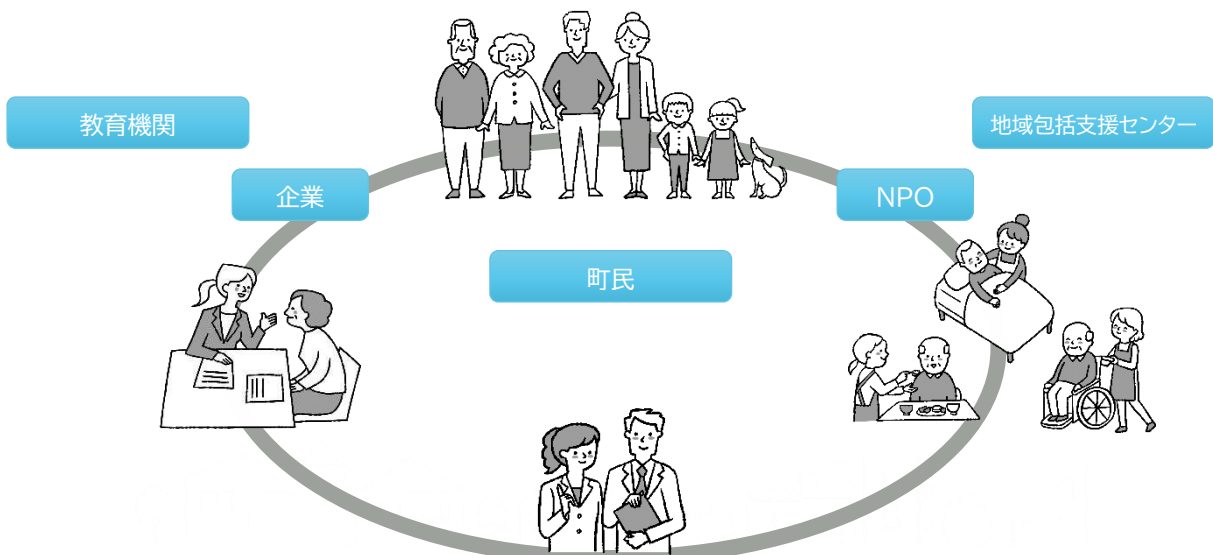
地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人々が支えあい、行政や関係機関と共同しながら、ともに生きる暮らしやすい地域づくりに取り組むことです。

近年、人口減少を伴う少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化などにより、地域社会が直面する課題は複雑化しています。過疎化、老老介護や育児や介護を担うダブルケア、引きこもりや8050問題、子どもの貧困やヤングケアラーなど、従来の制度の狭間で必要な支援につながりにくい事例が顕在化して問題となっています。

これらの課題に対し、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）では、子ども・高齢者・障がいのある人など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することをめざしました。

地域福祉の視点からも、個人や家族の自助努力、地域社会での共助、そして行政による公助が重層的に連携することで、持続可能な地域共生社会を実現することが求められています。

地域福祉の推進には、住民の主体的な参加が不可欠です。ボランティア活動や地域の見守り活動など、住民が自ら地域の課題に取り組むことで、行政だけでは対応しきれないきめ細かなサポートが可能となります。さらに、こうした活動を通じて地域のつながりが強化され、孤立を防ぐ効果も期待されています。



## (2) 国や県の動向

### 1. 国の動向

「ニッポン一億総活躍プラン」で地域共生社会の理念が示されて以降、厚生労働省は「地域共生社会の実現」を福祉改革の基本コンセプトに掲げ、対人支援領域における包括的支援と地域支援を総合的に推進してきました。

2017（平成29）年の社会福祉法一部改正では、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

2020（令和2）年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援が明記され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

#### 近年の地域福祉を取り巻く主な制度改正

年度	制度改正
2020年 (令和2年)	<b>2019（令和元）年改正「児童虐待の防止等に関する法律」「児童福祉法」施行</b> 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化および関係機関間の連携強化などを規定
2021年 (令和3年)	<b>2020（令和2）年改正「社会福祉法」施行</b> 重層的支援体制整備事業の創設
2022年 (令和4年)	<b>新たな「自殺総合対策大綱」閣議決定</b> 子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取り組み強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策のさらなる推進・強化
2023年 (令和5年)	<b>「こども基本法」施行</b> こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて規定
2024年 (令和6年)	<b>「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行</b> 認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進 <b>「孤独・孤立対策推進法」施行</b> 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支えあい、人と人との“つながり”が生まれる社会」をめざす <b>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」施行</b> 障がい者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築をめざす <b>2022（令和4）年改正「児童福祉法」施行</b> 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制を強化

年度	制度改正
2024年 (令和6年)	<p><b>「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」施行</b> 2014（平成26）年に施行され、2019（令和元）年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が改められるとともに、子どもが適切な養育を受けられなかったり、多様な体験の機会をなくしたりしないよう明示</p> <p><b>「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」施行</b> ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施</p> <p><b>「子ども・若者育成支援推進法の一部を改正する法律」一部施行</b> 「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記され、実態把握や支援の強化に取り組む</p>
2025年 (令和7年)	<p><b>「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」施行</b> 単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難なものへの安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立のさらなる促進を図る</p> <p><b>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律」施行予定</b> 市区町村による居住支援協議会設置を促進（努力義務化）し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退去時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進</p>

## 2. 県の動向

新潟県は、社会福祉法に規定される県の地域福祉支援計画の内容を含み、めざすべき健康福祉施策の方向を示す「新潟県健康福祉ビジョン」を2006（平成18）年3月に策定（平成22年4月、平成26年3月、平成29年3月に一部見直し）しました。2018（平成30）年3月には、2017（平成29）年度中に県の最上位計画である新潟県総合計画（にいがた未来創造プラン）が策定されたことを受けて「新潟県健康福祉ビジョン」を全面改訂、2019（平成31）年4月に一部改訂しています。

### （3）計画策定の趣旨

地域福祉を取り巻く国・県の動向や、これまでの聖籠町における「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを踏まえ、今後の本町における地域福祉推進の理念や具体的な取り組みを定め、地域福祉のさらなる充実を図るために、「第3次聖籠町地域福祉計画」を策定します。

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）」、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）第8条第1項の規定に基づく「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」を包含し、一体的に策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

#### 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本町における地域福祉の理念や推進に向けての基本的な方向を定める行政計画です。

#### 社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法の第14条第1項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定める計画です。

#### 成年後見制度利用促進法

(市町村の講ずる措置)

**第14条** 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## 地方再犯防止推進計画の位置づけ

地方再犯防止推進計画は、再犯防止推進法の第8条第1項の規定に基づき、再犯防止の取り組みを総合的かつ計画的に推進するための施策について定める計画です。

### 再犯防止推進法

(地方再犯防止推進計画)

**第8条** 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

**2** 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## (2) 他の計画との関係

本計画は、町の最上位計画である「聖籠町総合計画」が掲げるまちづくりの4つの目標達成に福祉部門から取り組む部門別計画であり、福祉分野の上位計画として、前期計画でも包含していた「成年後見制度利用促進基本計画」に加えて「地方再犯防止推進計画」を盛り込んで策定するとともに、地域における支え合いの基盤づくりの促進、包括的・継続的な支援体制の充実、多様な担い手の育成・参画の推進、心のバリアフリーの促進といった各施策の方向性を示します。

### 聖籠町 まちづくりの4つの目標

#### ● 安心して安全な生活ができる町

いつ起こるかかわからない災害に備えた防災体制や、安心して子どもを産み育てられる環境、高齢者・障がい者にやさしい環境などの整備により、誰もが安心して安全な生活ができる町。

#### ● 心豊かに暮らせる町

社会やライフスタイルの変化により、心の豊かさの感じ方は多様化しており、個々のライフステージやニーズに応じた支援やサービスの提供に努め、人々が心豊かに暮らせる町。

#### ● 希望と活気にあふれる町

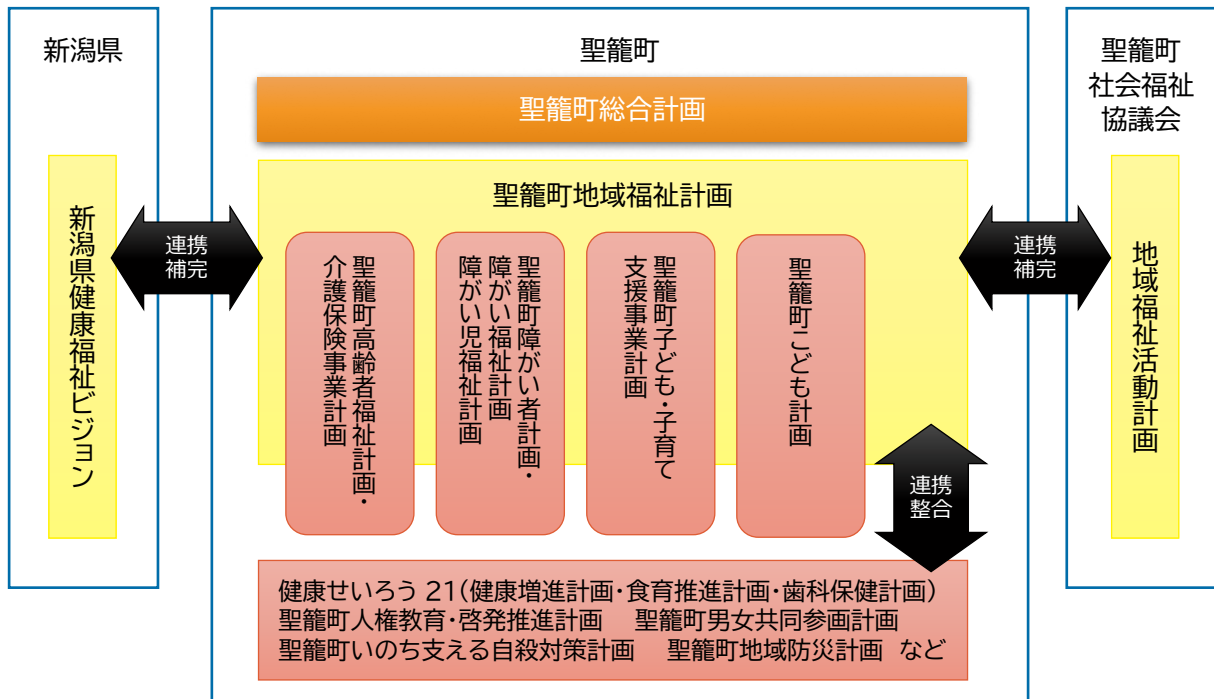
将来に希望を持って若い世代が住み、働き続けられ、人生100年時代を見据えシニア世代が健康で活躍できる環境づくりを推進し、多世代が共生する活気にあふれる町。

#### ● 多様な文化が育まれる町

文化、性別、国籍等に関係なく、さまざまな文化や価値観を互いに理解し、誰もが自分らしく生きることにより、多様な文化が育まれる町。

## 第1章 計画の策定にあたって

福祉分野の個別計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「こども計画」および他の関連計画と整合を図るとともに、新潟県の「新潟県健康福祉ビジョン」および聖籠町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携・協働を図ります。



### (3) 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業

市町村は地域福祉推進の理念に基づき「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」および「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（包括的な支援体制）づくり」に努めることとされています。

包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するために設置された「地域共生社会推進検討会」による最終とりまとめを受け、2020（令和2）年の社会福祉法改正により、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として重層的支援体制整備事業が創設されました。

包括的な支援体制の整備はすべての市町村の努力義務ですが、重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備するための手段であり、法令上「行うことができる」とされているとおり、手あげに基づく任意事業です。そのため、重層的支援体制整備事業を活用せずに包括的な支援体制の整備に取り組むことも認められています。一方で、重層的支援体制整備事業を実施するときは、「重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（重層的支援体制整備事業実施計画）」を策定するよう努めるものと規定されています。

## 社会福祉法

(包括的な支援体制の整備)

**第106条の3** 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

## 社会福祉法

(重層的支援体制整備事業)

**第106条の4** 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

## 社会福祉法

(重層的支援体制整備事業実施計画)

**第106条の5** 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(重層的支援体制整備事業実施計画)を策定するよう努めるものとする。

本計画の策定時現在、本町では重層的支援体制整備事業は実施していませんが、包括的な支援体制の整備を推進していくために横断的な連携体制を構築していくなかで、実情に応じた重層的支援体制整備事業のあり方について検討を進めていきます。

### 3 計画の期間

計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。  
 なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

計画の名称	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度
聖籠町総合計画	第5次（2021～2030年度）					
聖籠町地域福祉計画		第3次（2026～2030年度）				
聖籠町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期 （2024～2026年度）					
聖籠町障がい者計画	（2024～2029年度）					
聖籠町障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第7期・第3期 （2024～2026年度）					
こども計画		第一期（2026～2029年度）				
子ども・子育て支援事業計画	第三期（2024～2029年度）					
聖籠町社会福祉協議会 地域福祉活動計画		第3次（2026～2030年度）				

### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町民から公募した委員のほか、保健医療機関・福祉関係機関の関係者、学識経験者等からなる「地域福祉計画策定委員会」および市内の地域福祉計画策定チームにおける内容の審議・提案を踏まえ、最終的な内容を確定しました。

また、18歳以上の町民を対象に地域福祉に関するアンケート調査を行ったほか、パブリック・コメントを通じ、広く町民や関係者等の意見を反映させた計画となるように努めました。

## 5 SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点に基づき、それぞれの目標との関連を意識しつつ施策を推進することにより、町民や地域の関係団体等の活動とともに、SDGsの目標達成に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	
<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>●<b>貧困</b></p> <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>●<b>飢餓</b></p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>●<b>保健</b></p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>●<b>教育</b></p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>●<b>ジェンダー</b></p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>●<b>水・衛生</b></p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>●<b>エネルギー</b></p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>●<b>経済成長と雇用</b></p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長とすべての人々の完全で生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>●<b>インフラ、産業化、イノベーション</b></p> <p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>●<b>不平等</b></p> <p>国内および各国間間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>●<b>持続可能な都市</b></p> <p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>●<b>持続可能な消費と生産</b></p> <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>●<b>気候変動</b></p> <p>気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>●<b>海洋資源</b></p> <p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>●<b>陸上資源</b></p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>●<b>平和</b></p> <p>平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>●<b>実施手段</b></p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>

出典：国際連合広報センター

# 第2章 聖籠町における現状と課題

## 1 統計データからみる聖籠町

### (1) 人口と世帯の状況

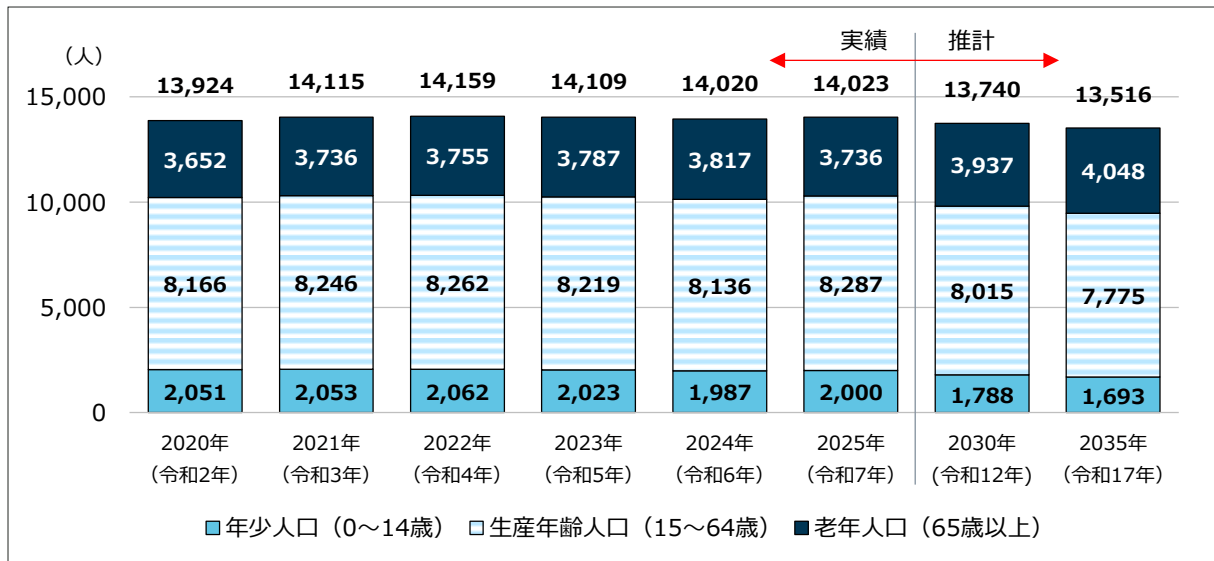
#### 1. 人口

本町の人口は14,000人前後で推移していましたが、2022（令和4）年以降は微減傾向となり、2025（令和7）年には14,023人となりました。

今後も人口は少しずつ減少し続けると見込まれています。

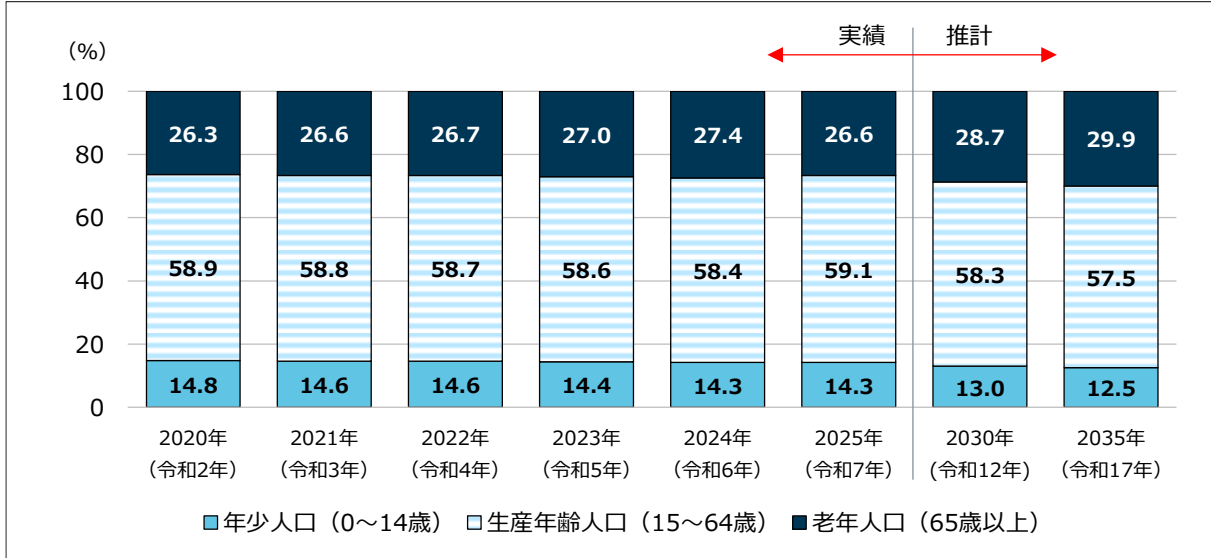
人口推計を年齢3区分別にみると、総人口は減少する一方で65歳以上の高齢者人口は増加が見込まれることから、高齢化率の上昇が見込まれています。2035（令和17）年には高齢化率は29.9%となり、10人のうち約3人が高齢者という状況になると考えられています。

#### 年齢3区分別人口の推移



資料：2020～2024年は新潟県人口移動調査、2025年は住民基本台帳（10月1日現在）、2030・2035年の推計は地域包括ケア「見える化システム」  
 総人口には年齢不詳人口が含まれるため、3区分別人口の合計と一致しない場合があります。

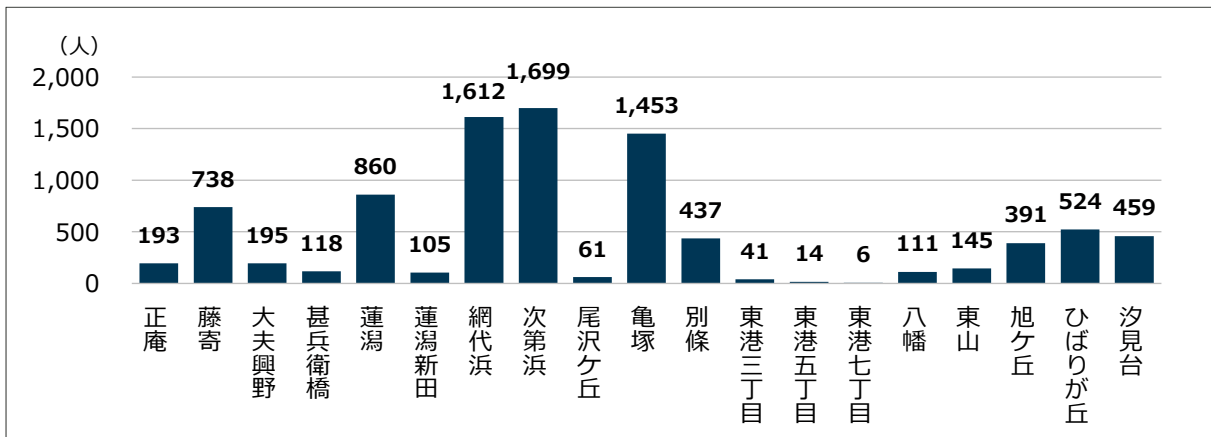
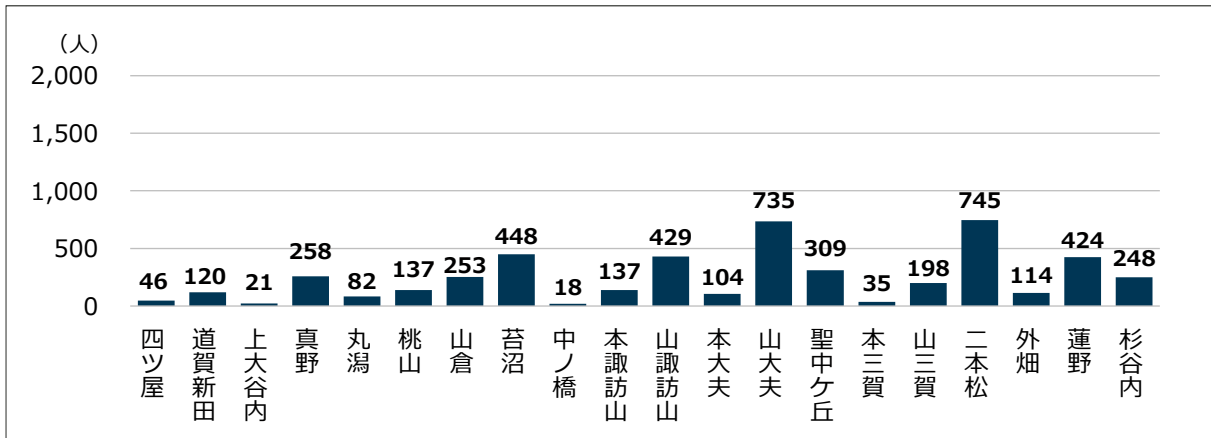
年齢3区分別人口の割合の推移



資料：2020～2024年は新潟県人口移動調査、2025年は住民基本台帳（10月1日現在）、2030・2035年の推計は地域包括ケア「見える化システム」構成比率の合計が100%となるよう、年齢不詳人口を除いて算出しています。

本町の人口は、次第浜地区が1,699人と最も多く、次いで網代浜地区の1,612人、亀塚地区の1,453人と続いています。

地区別の人口



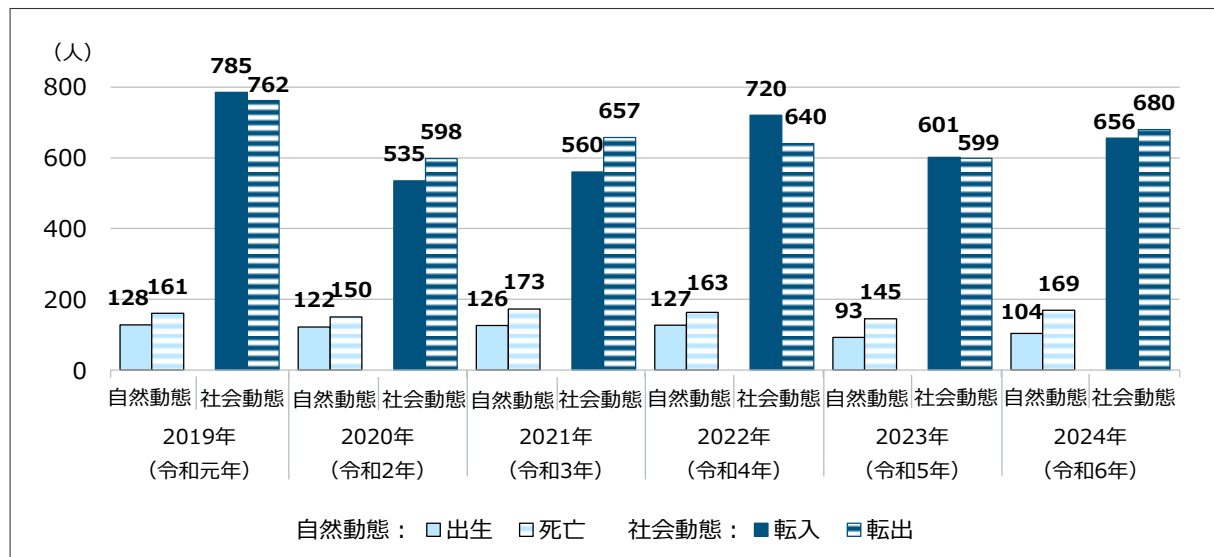
資料：住民基本台帳 2025（令和7）年9月現在

## 2. 人口動態

本町の人口の自然動態は、死亡が出生を上回る状況が続いています。

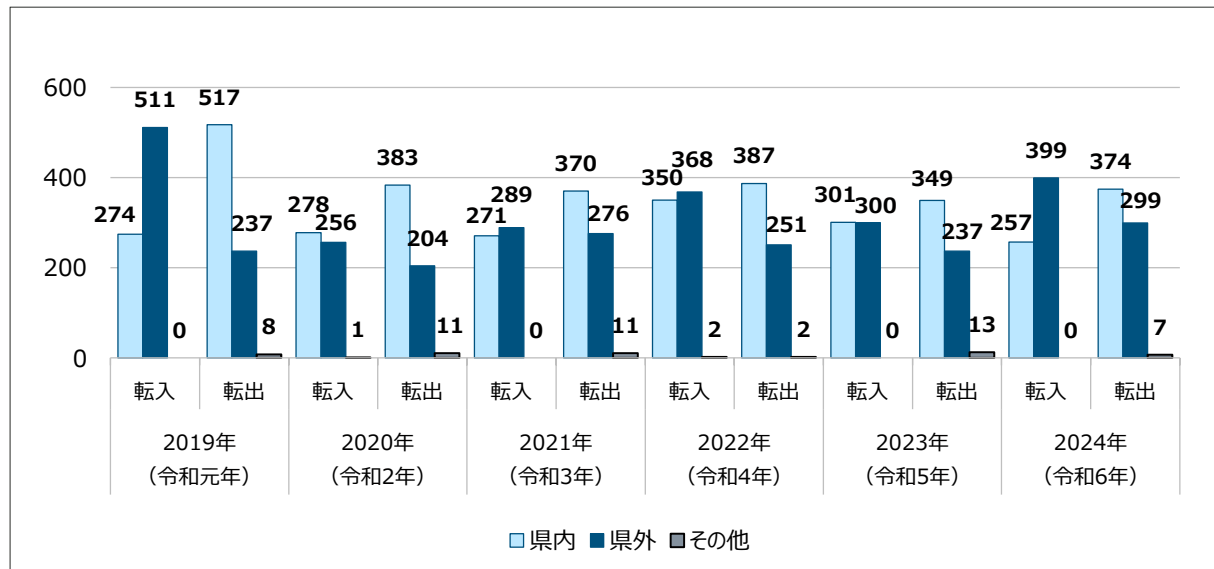
社会動態については、転入者・転出者ともに500～800人程度となっています。転入元・転出先の内訳をみると、転入元は年次によって県内が多いことも県外が多いこともあります、転出先は県内のほうが多い状況が続いています。

### 人口動態



資料：新潟県人口移動調査

### 転入元・転入先の内訳

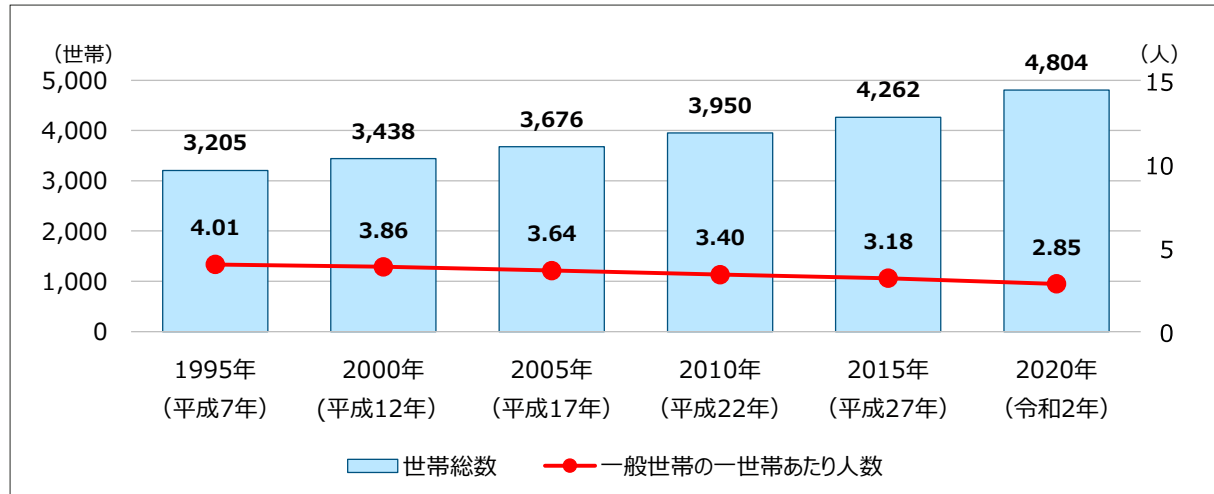


資料：新潟県人口移動調査

### 3. 世帯

人口が減少し続けている一方で、単身世帯の増加と核家族化の進行により世帯数は増加傾向で推移しています。そのため、1世帯あたり人員は減少し続けています。

#### 世帯数の推移



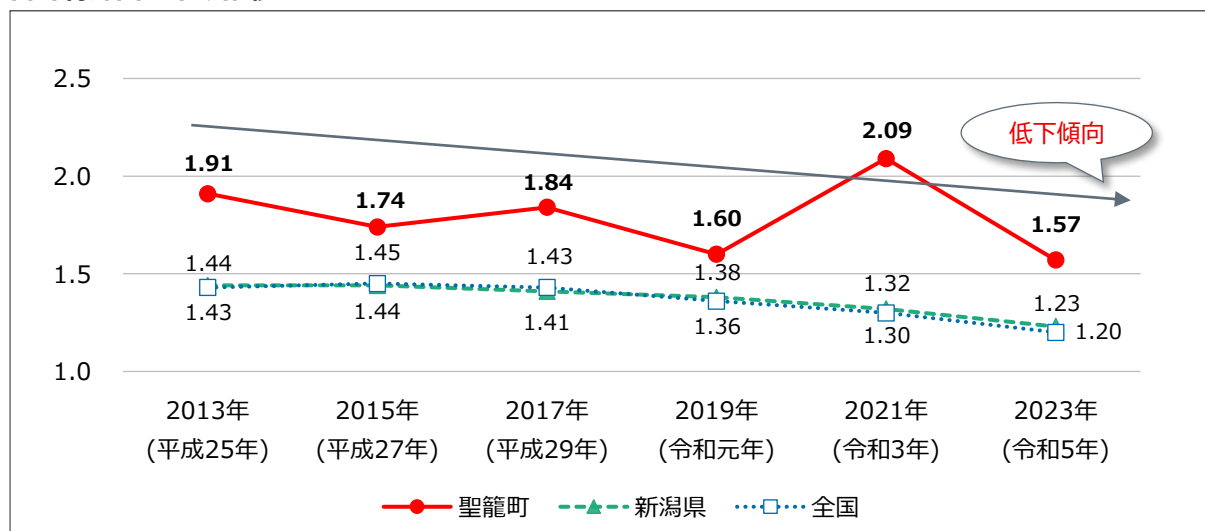
資料：国勢調査

## (2) 子どもを取り巻く状況

### 1. 出生

合計特殊出生率\*の推移をみると、人口の少ない聖籠町の数値は年次によってばらつきがありますが、全国、新潟県を上回って推移しています。しかし傾向としては、全国、新潟県と同様に低下している状況です。

合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

\* 合計特殊出生率：合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。

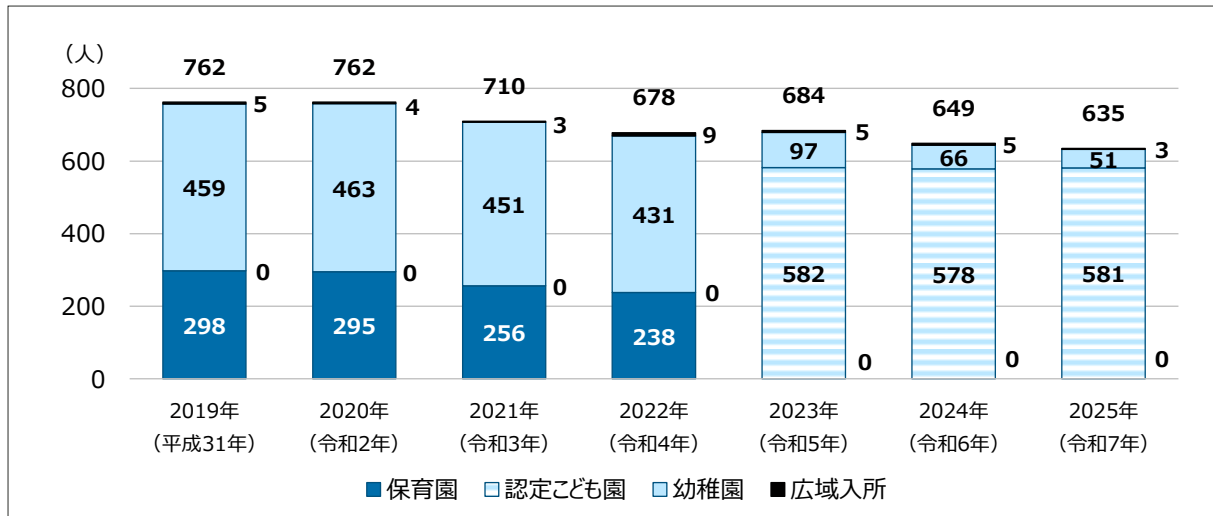
## 2. 子どもの数の推移

### ① 幼児教育・保育施設の児童数

幼児教育・保育施設の入園児童数は減少傾向で推移しています。

2021（令和3）年までの本町の就学前児童に対する教育・保育サービスは「0～2歳児は私立保育園、3～5歳児は町立幼稚園（こども園）」でしたが、2022（令和4）年からは「0～5歳児を対象とした私立認定こども園4園、3～5歳児を対象とした町立幼稚園1園」において教育・保育サービスを提供する子育てシステムへ移行しました。また、2025（令和7）年には、子育て家庭の保育ニーズに対応するため、0～2歳児を対象とした私立保育園1園が開園しました。

#### 入園児童数の推移



資料：子ども教育課（各年3月1日現在）

### ② 小学校、中学校の児童・生徒数

聖籠町には「蓮野小学校」「山倉小学校」「亀代小学校」の3つの小学校と、「聖籠中学校」があります。

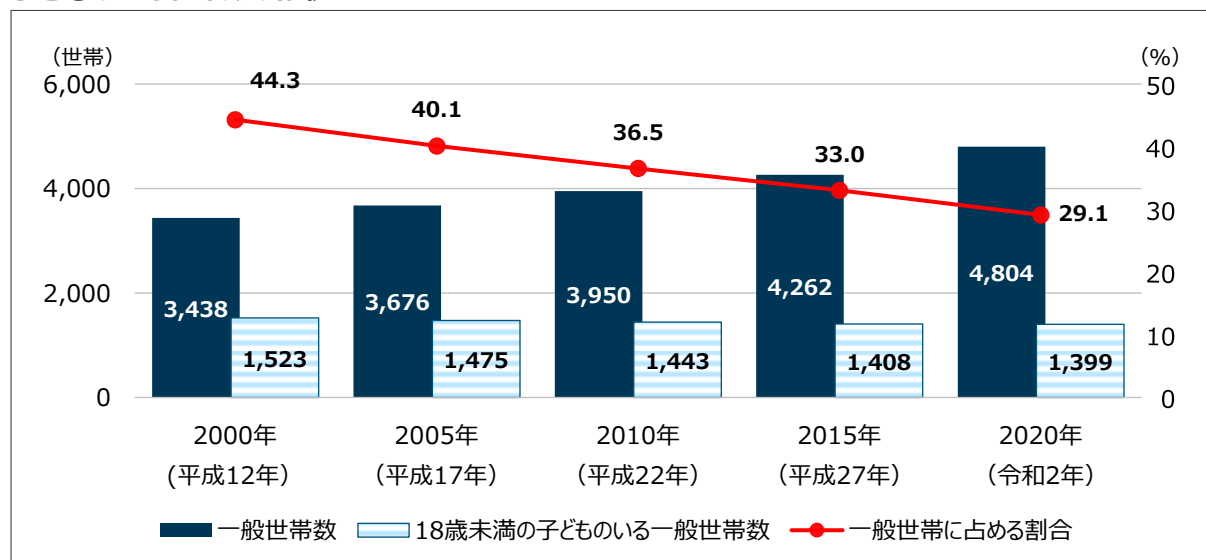
	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
蓮野小学校	249人	243人	239人	240人	247人	255人	250人
山倉小学校	308人	306人	319人	324人	318人	319人	319人
亀代小学校	299人	308人	318人	329人	328人	330人	310人
聖籠中学校	397人	408人	388人	366人	389人	394人	440人

資料：教育未来課（各年5月1日現在）

### 3. 子どものいる世帯

総世帯数が増加傾向にある一方で、18歳未満の子どもがいる世帯の数は減少しており、一般世帯に占める割合は2000（平成12）年からの20年間で15.2ポイント低下しています。

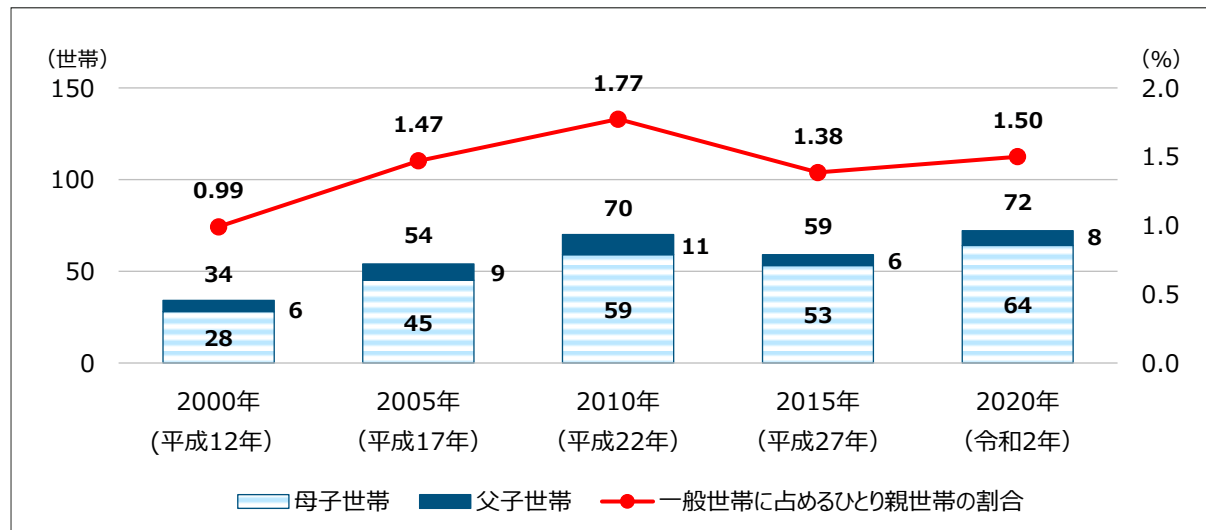
#### 子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯\*数の推移をみると、年次によって数値にばらつきはありますが、増加傾向がみられます。また、父子世帯に比べて母子世帯の数が多いためです。

#### ひとり親世帯数の推移



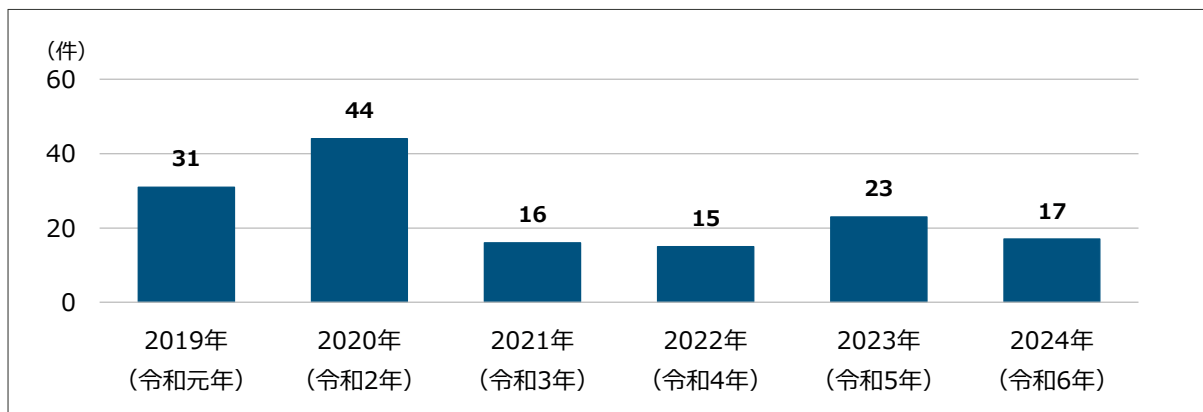
資料：国勢調査

\* ひとり親世帯：国勢調査における「ひとり親世帯」とは、世帯の家族類型の「核家族世帯」に含まれる「女親と子どもからなる世帯」または「男親と子どもからなる世帯」のうち、未婚、死別または離別の片親と未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯と定義しています。したがって、20歳以上の子どもが1人でもいる世帯は含めていません。

## 4. 児童虐待

児童虐待の報告件数は減少傾向にありますが、子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であるとの共通認識のもと、関係機関と連携して今後も児童虐待ゼロをめざして取り組みを進めていく必要があります。

### 児童虐待の報告件数の推移



資料：福祉行政報告例

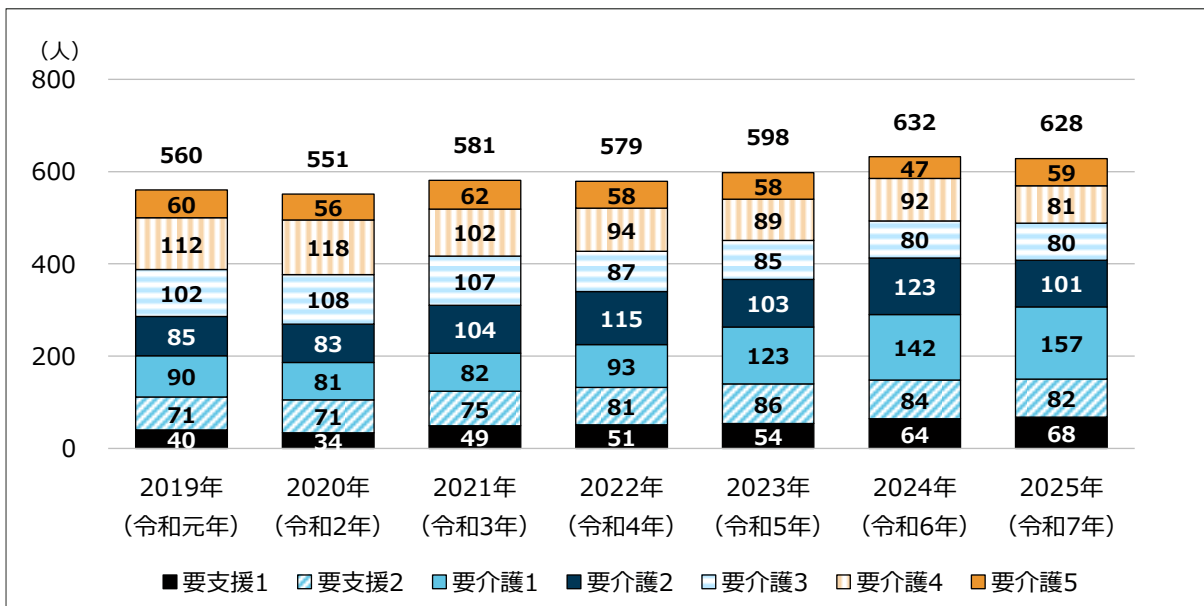
### (3) 高齢者の状況

#### 1. 要支援・要介護認定の状況

要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しています。

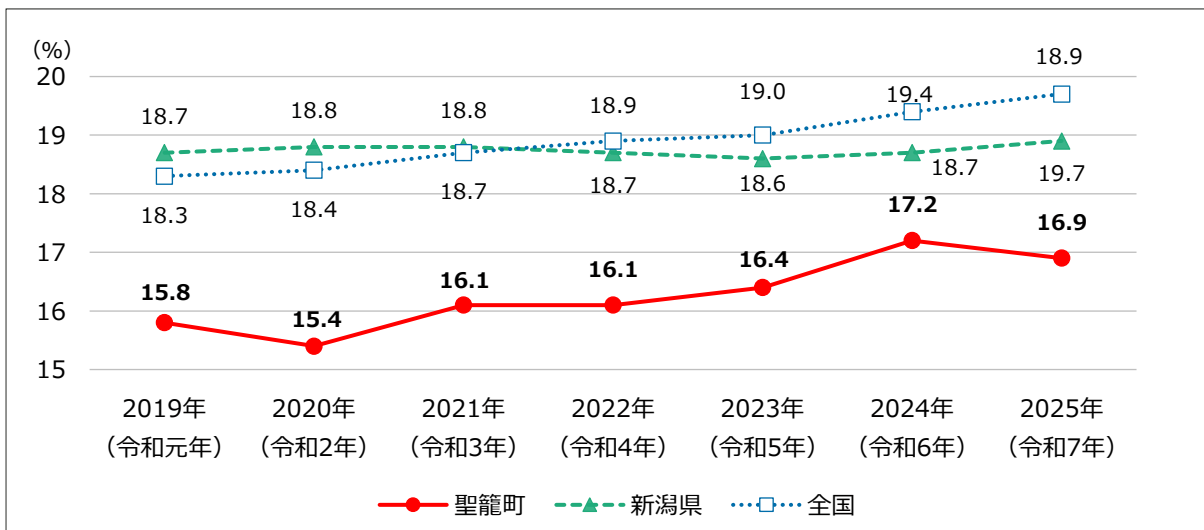
それに伴い、要支援・要介護認定率も上昇傾向となっていますが、全国、新潟県よりは低い状況が続いています。

##### 要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報） 2025（令和7）年は介護保険事業状況報告（令和7年3月末月報）

##### 要支援・要介護認定率の推移

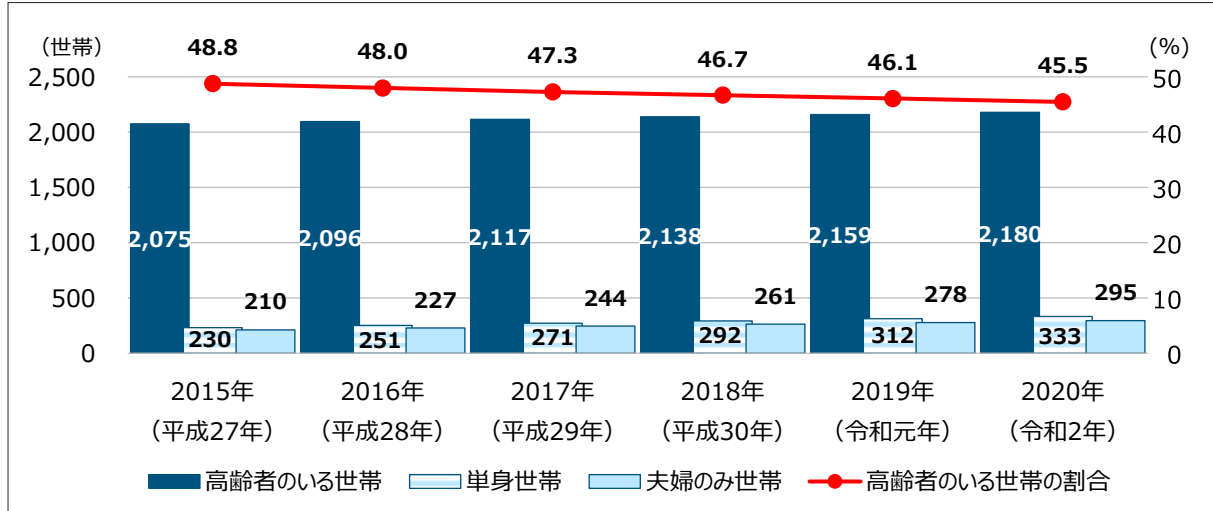


資料：介護保険事業状況報告（年報） 2025（令和7）年は介護保険事業状況報告（令和7年3月末月報）

## 2. 高齢者の世帯

一般世帯に占める、高齢者のいる世帯の割合は減少傾向で推移していますが、高齢者人口が増加しているため高齢者のいる世帯数は増加傾向で推移しています。特に、高齢者のみ世帯となる、高齢者の単身世帯、高齢者の夫婦のみ世帯の数が増加している状況です。

### 高齢者世帯の推移



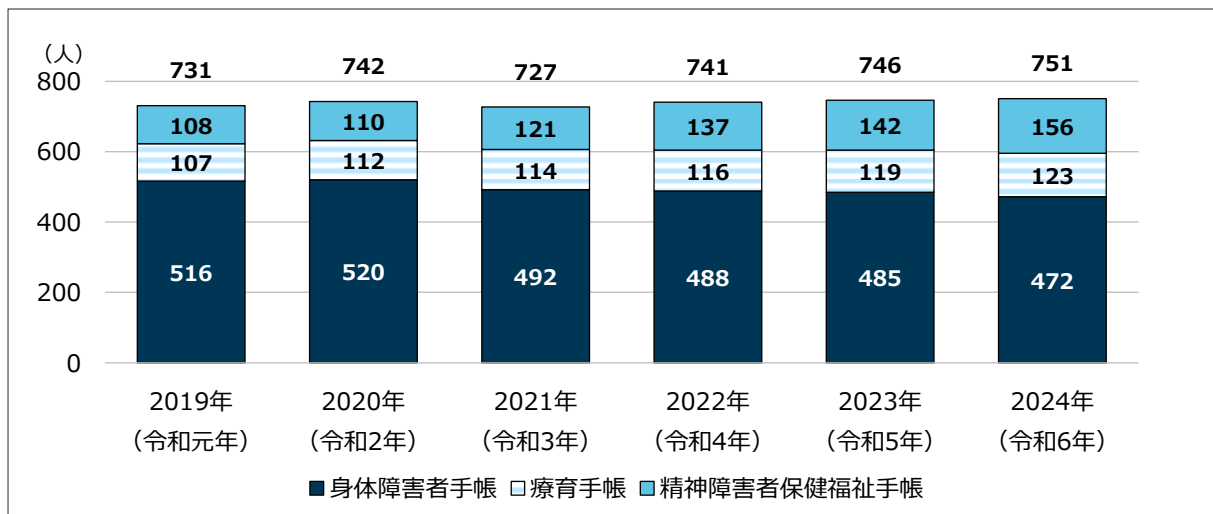
資料：地域包括ケア「見える化システム」

## (4) 障がいのある人の状況

### 1. 障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は減少している一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者と療育手帳所持者は増加傾向で推移しています。

### 障害者手帳交付者数の推移



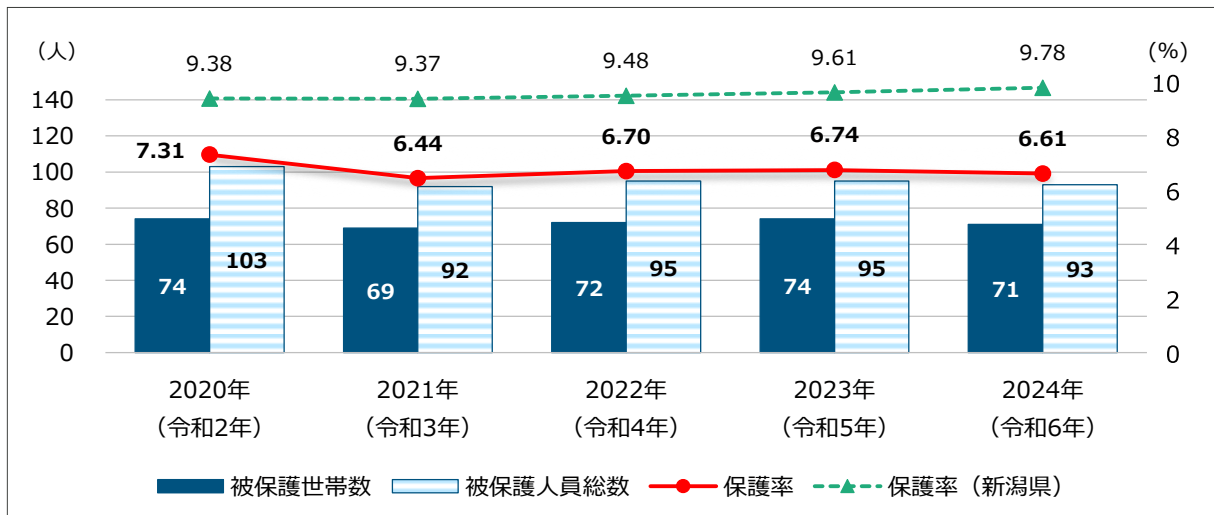
資料：保健福祉課 重複障がいのある人を含むため、合計は延べ人数です。

## (5) 支援を必要とする人の状況

### 1. 生活保護

本町における、2024（令和6）年の生活保護受給世帯および受給者数は71世帯、93人となっています。新潟県の保護率と比較すると、低い値で推移しています。

被保護世帯と被保護人員総数の推移

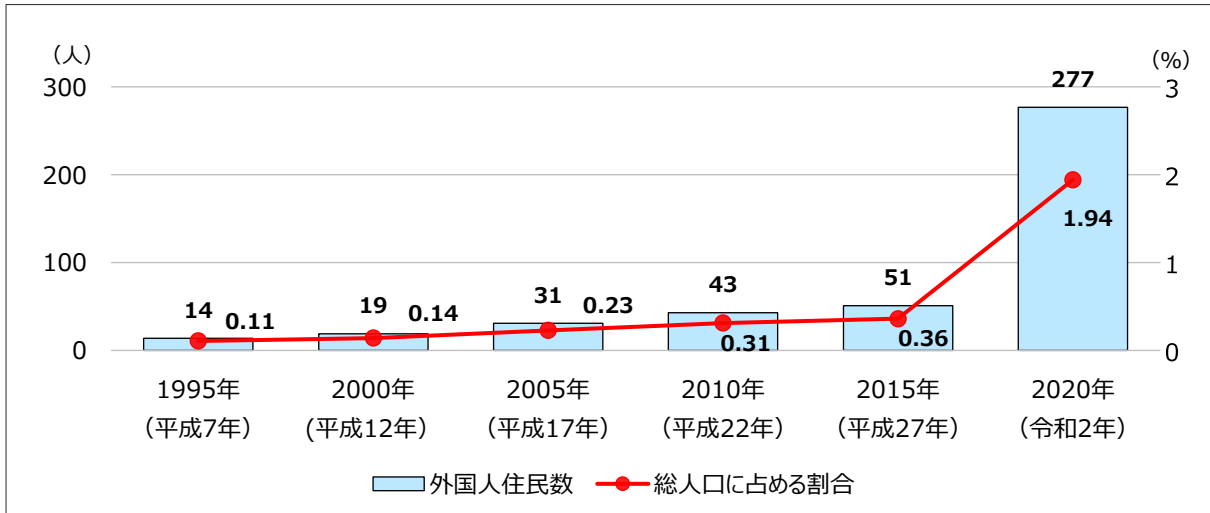


資料：新潟県福祉保健年報（各年3月31日現在）

## 2. 外国人

外国人の数は2015（平成27）年までは緩やかな増加傾向でしたが、2020（令和2）年に大きく増加しました。その後、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い減少しましたが、2023（令和5）年以降は再び増加に転じています。

### 外国人人口の推移



資料：国勢調査

近年の外国人住民は、「技能実習生」が約半数を占めており、「技能実習生」は最長で5年間の滞在が可能となります。

国別にみると、2017（平成29）年以降はベトナム人の数が最も多くなっています。

### 外国人登録数上位3か国の推移

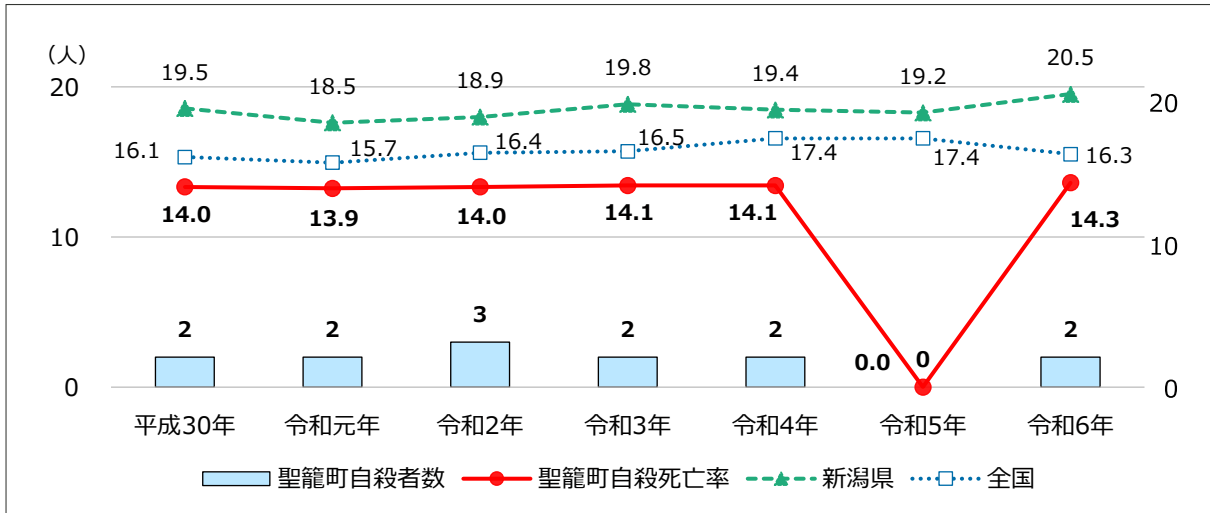
年度	第1位		第2位		第3位	
2024年 (令和6年)	ベトナム	170人	パキスタン	27人	中国	21人
2023年 (令和5年)	ベトナム	156人	タイ	31人	パキスタン 中国	21人
2022年 (令和4年)	ベトナム	130人	タイ	38人	中国	21人
2021年 (令和3年)	ベトナム	146人	タイ	38人	中国	26人
2020年 (令和2年)	ベトナム	151人	中国	48人	タイ	41人
2019年 (令和元年)	ベトナム	130人	中国	48人	タイ	34人

資料：町民課（各年10月1日現在）

### 3. 自殺者の状況

新潟県は、全国平均と比較して自殺死亡率\*が高い状況が続いています。聖籠町の自殺死亡率は全国を下回って推移していますが、自殺に追い込まれる人がゼロになることをめざして、誰も取り残さない支援体制整備に取り組んでいきます。

自殺者数と自殺死亡率の推移



資料：人口動態統計

\* 自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数。地域の自殺者数 ÷ 人口 × 100,000 で算出。

## 2 地域福祉に関するアンケート結果からみる現状

### (1) 調査の概要

#### 1. 調査目的

町民のみなさんの身近な生活課題や地域での支えあいに関する意識などの把握のためにアンケート調査を実施しました。

#### 2. 調査方法

調査対象者	町内にお住まいの18歳以上の方から無作為抽出した1,500人
調査期間	令和7年9月～10月
調査方法	郵送による配布・回収、インターネットによる回答

#### 3. 回収結果

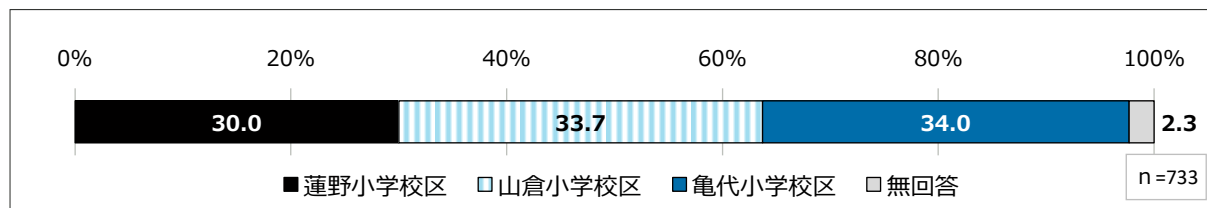
配布数	1,500件
回収数	733件（回収率：48.9%） 有効回答数：733件

## (2) 調査結果の概要

調査結果の詳細は聖籠町のホームページ上で「地域福祉に関するアンケート調査報告書」として公開しています。

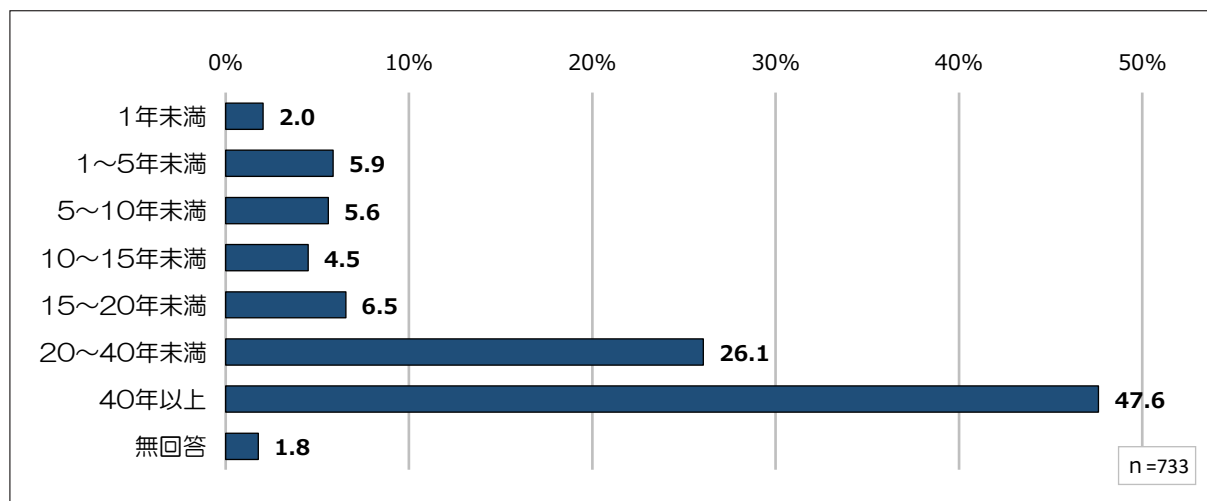
### 居住地区

「亀代小学校区」が34.0%と最も高く、次いで「山倉小学校区」が33.7%、「蓮野小学校区」が30.0%となっています。



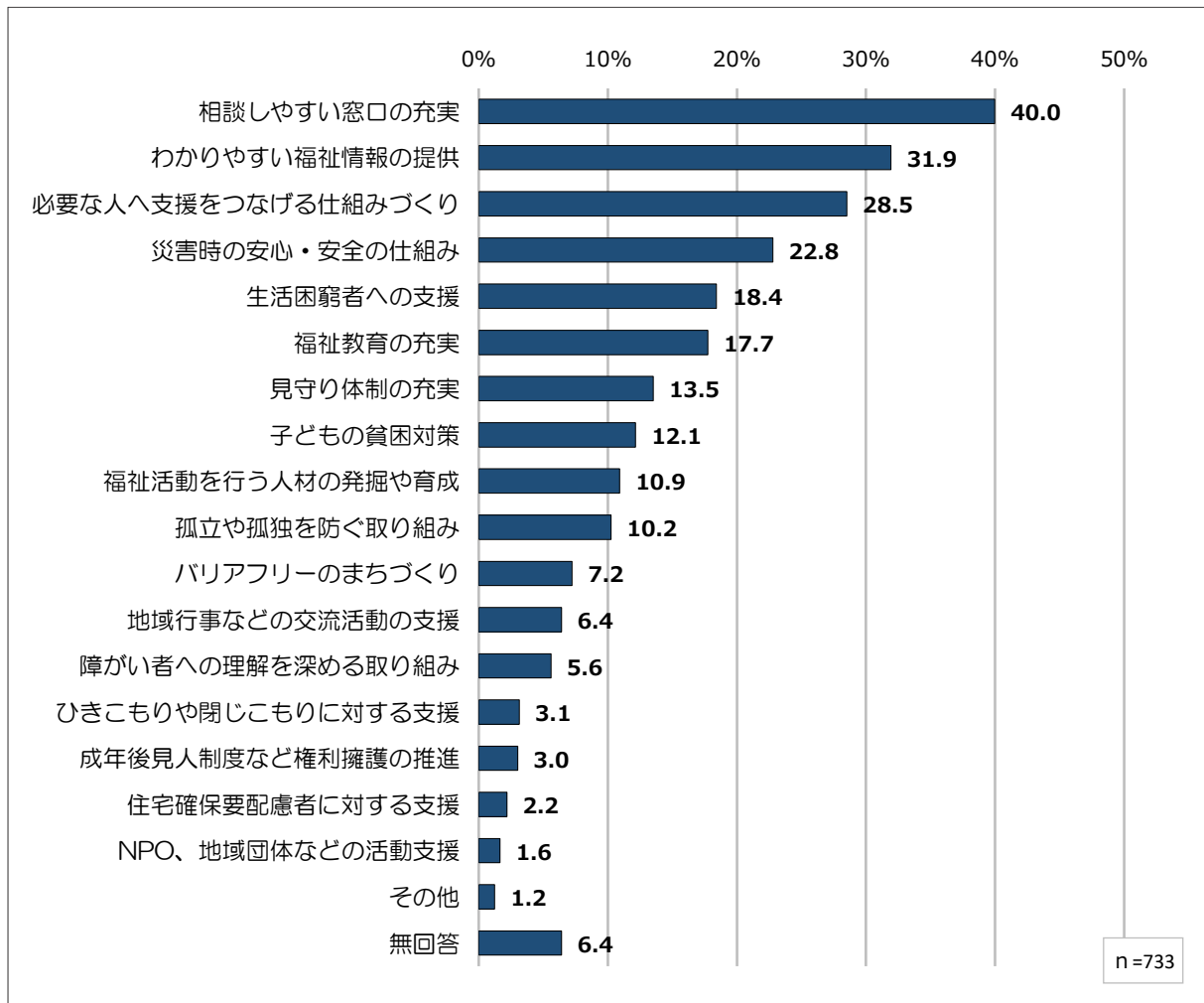
### 居住年数

「40年以上」が47.6%と最も高く、次いで「20～40年未満」が26.1%となっています。



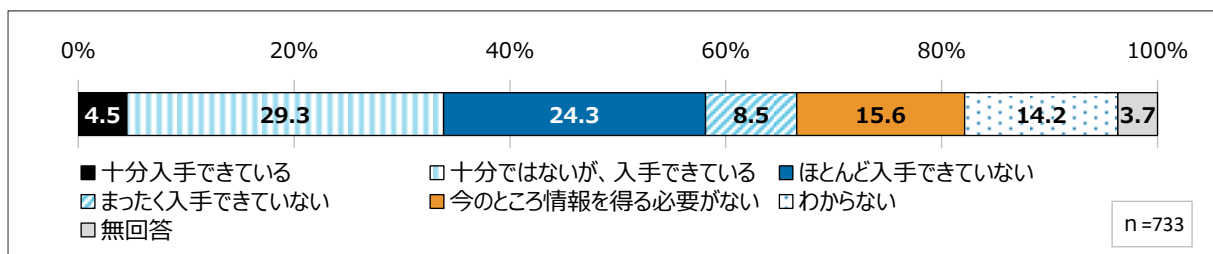
聖籠町が優先的に取り組むべき施策

「相談しやすい窓口の充実」が40.0%と最も高く、次いで「わかりやすい福祉情報の提供」が31.9%、「必要な人へ支援をつなげる仕組みづくり」が28.5%となっています。



福祉サービスに関する情報の入手

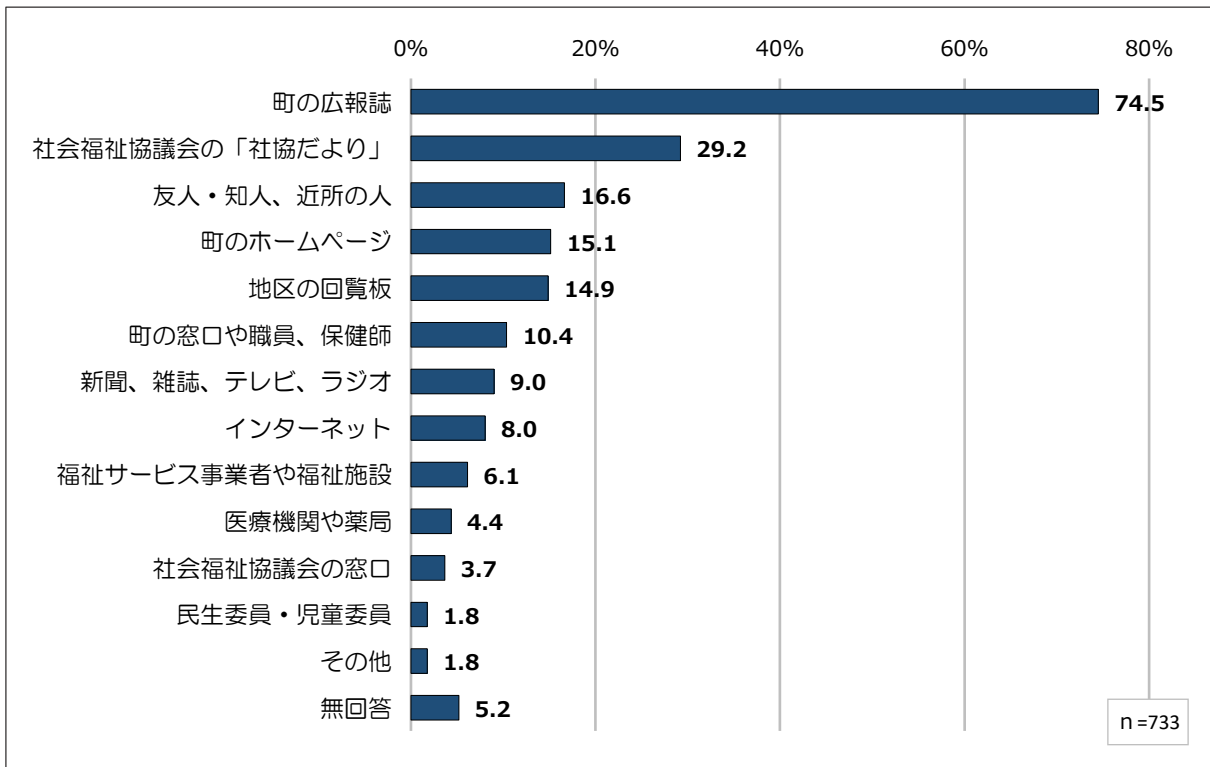
「十分入手できている」と「十分ではないが、入手できている」を合わせると33.8%、「まったく入手できていない」と「ほとんど入手できていない」を合わせると32.8%となっています。



## 第2章 聖籠町における現状と課題

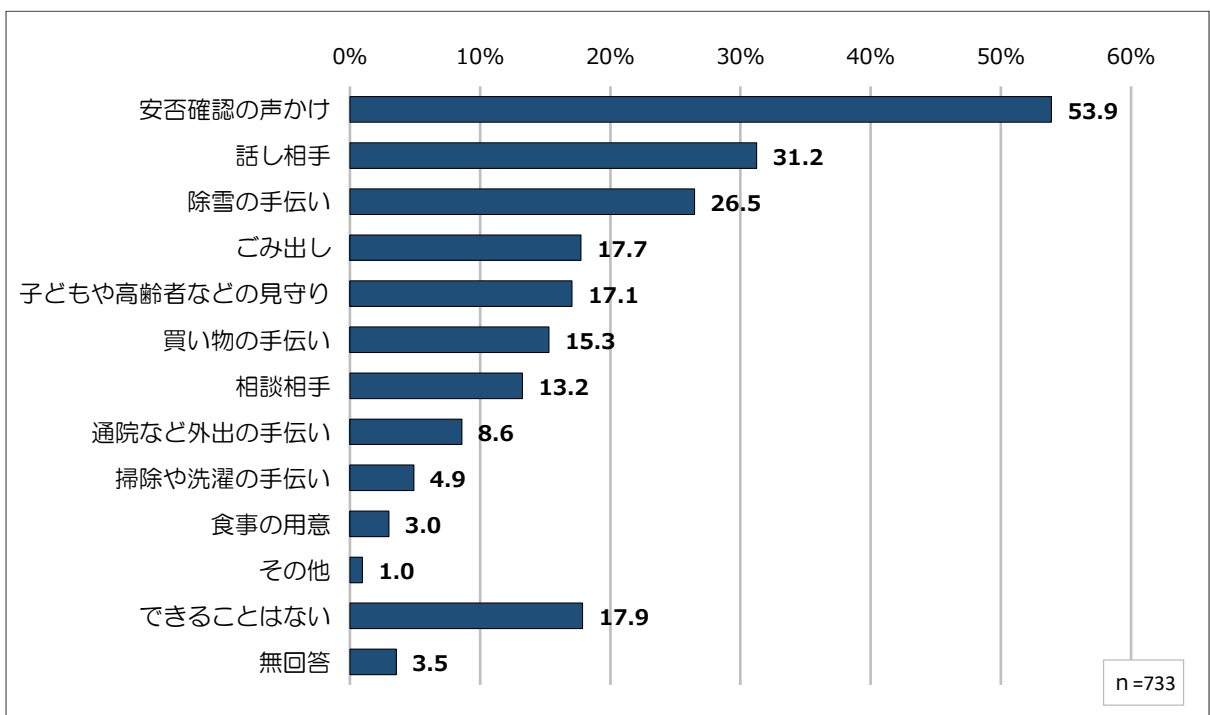
### 福祉サービスに関する情報の入手先

「町の広報誌」が74.5%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の「社協だより」」が29.2%となっています。



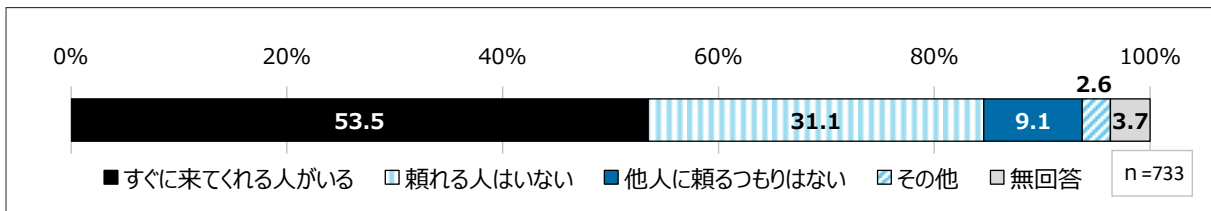
### 自分ができる支援

「安否確認の声かけ」が53.9%と最も高く、次いで「話し相手」が31.2%、「除雪の手伝い」が26.5%となっています。



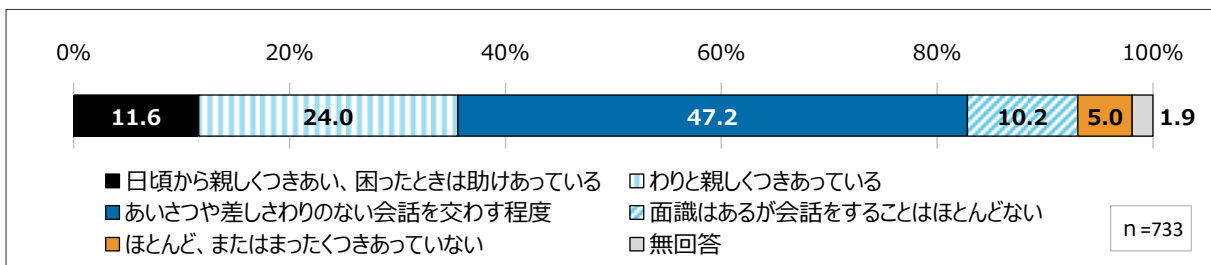
### 家族以外に近所で頼れる人

「すぐに来てくれる人がいる」が53.5%と最も高く、次いで「頼れる人はいない」が31.3%、「他人に頼るつもりはない」が9.1%となっています。



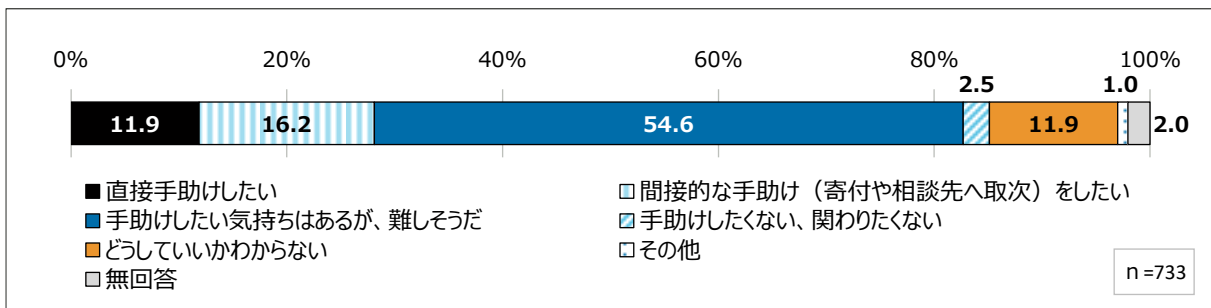
### 現在の近所づきあい

「あいさつや差しさわりのない会話を交わす程度」が47.2%と最も高く、次いで「わりと親しくつきあっている」が24.0%、「日頃から親しくつきあい、困ったときは助けあっている」が11.6%となっています。



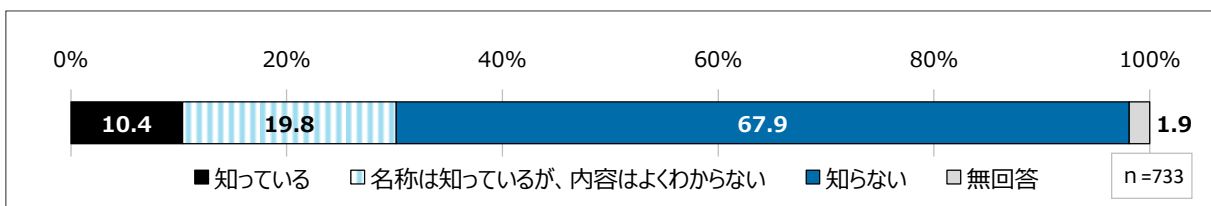
### 手助けの意向

「手助けしたい気持ちはあるが、難しそうだ」が54.6%と最も高く、次いで「間接的な手助け（寄付や相談先へ取次）をしたい」が16.2%、「直接手助けしたい」と「どうしていいかわからない」が11.9%となっています。



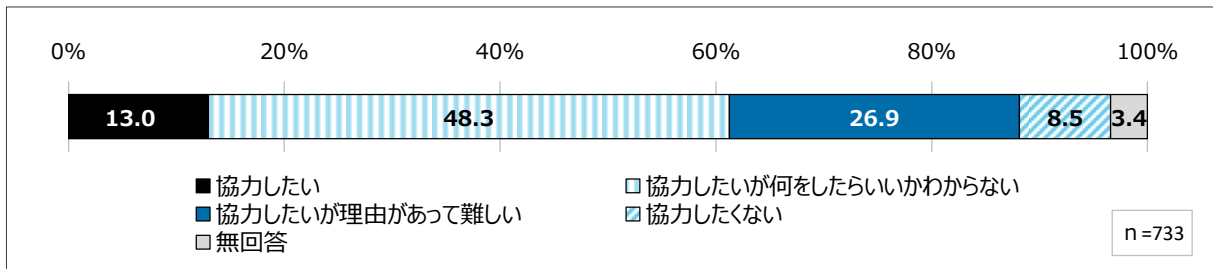
### 避難行動要支援者登録制度（登録名簿）

「知らない」は67.9%となっています。一方で「知っている」は10.4%となっています。



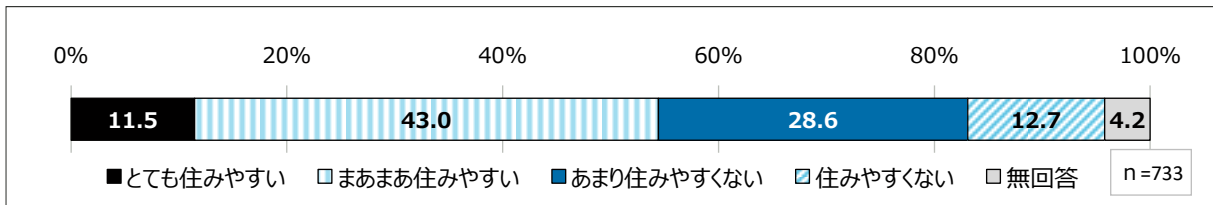
避難支援への協力

「協力がしたいが何をしたらいいかわからない」は48.3%となっています。次いで、「協力がしたいが理由があって難しい」は26.9%、「協力がしたい」は13.0%となっています。



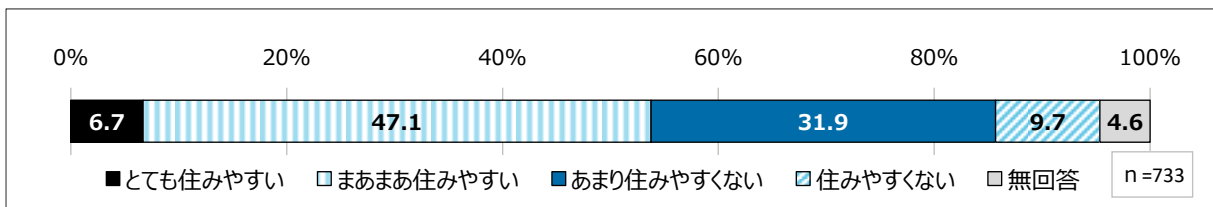
交通の便や道路環境

「まあまあ住みやすい」が43.0%と最も高く、次いで「あまり住みやすくない」が28.6%となっています。



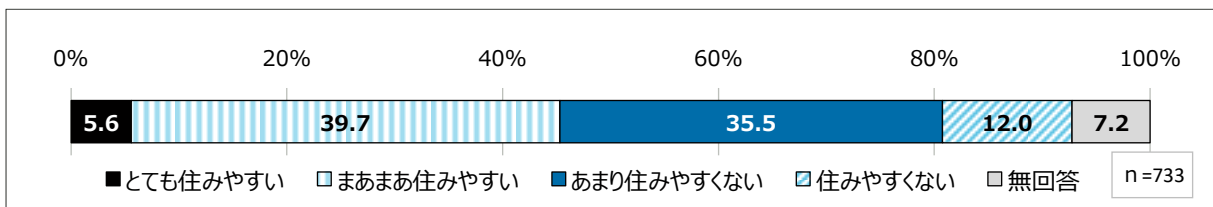
高齢者が暮らすための環境

「まあまあ住みやすい」が47.1%と最も高く、次いで「あまり住みやすくない」が31.9%となっています。



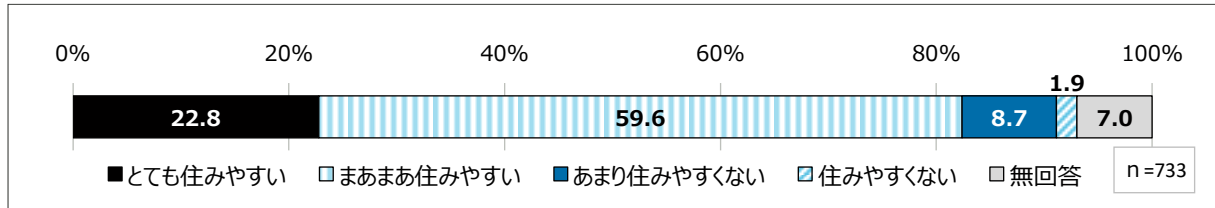
障がいのある人が暮らすための環境

「まあまあ住みやすい」が39.7%と最も高く、次いで「あまり住みやすくない」が35.5%となっています。



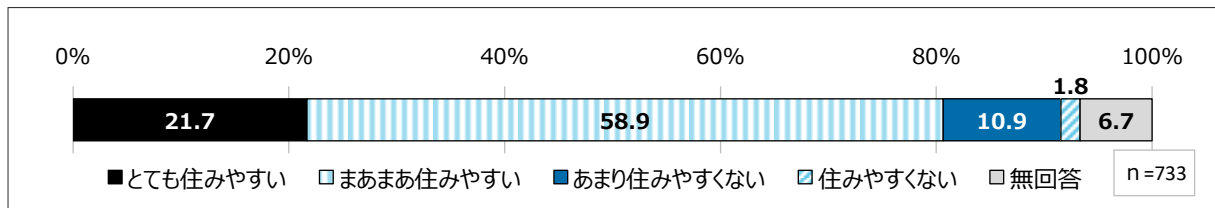
### 子育てをする環境

「まあまあ住みやすい」が59.6%と最も高く、次いで「とても住みやすい」が22.8%となっています。



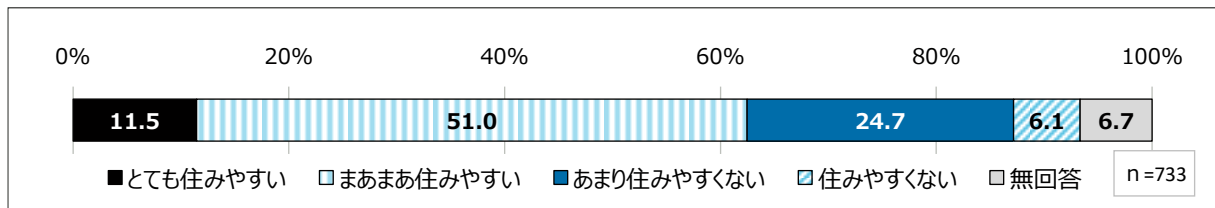
### 小学生頃までの子どもが暮らすための環境

「まあまあ住みやすい」が58.9%と最も高く、次いで「とても住みやすい」が21.7%となっています。



### 中高生頃までの人が暮らすための環境

「まあまあ住みやすい」が51.0%と最も高く、次いで「あまり住みやすくない」が24.7%となっています。



### 3 調査結果からみる課題

#### 1. 相談・支援の「入口」の分かりにくさと情報の届きにくい体制

アンケート調査では、住民の4割が「相談しやすい窓口の充実」を求めており、自分に必要な福祉サービスに関する情報を「ほとんど入手できていない」「まったく入手できていない」を合わせると3割を超えています。

特に、高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、支援を必要とする層ほど「どこに相談すればよいか分からない」「情報が届かない」といった声が多く、現状の情報提供体制が十分に機能していないことがうかがえます。情報源は「町の広報誌」や「社協だより」など紙媒体が中心となっています。

一方で、若年層や働き世代、転入者など、従来の地域ネットワークに馴染みの薄い層への情報到達が課題となっています。今後は、ワンストップ相談窓口の整備や、ライフステージや属性ごとに分かりやすく情報を届ける仕組みづくり、デジタルと紙の両方を活用し、さまざまな方法で情報を届ける工夫が必要です。

#### 2. 地域の支えあい・見守り体制

生活上の困りごとを抱えているかたや世帯に対して、あなたができるのはどのようなことですかについては、「安否確認の声かけ」や「話し相手」などが多い一方で、家族以外に「頼れる人がいない」と感じている住民も3割以上にのぼります。特に一人暮らし世帯、障がいのある人など、地域で孤立しやすい層の存在が浮き彫りになっています。近所づきあいについても「あいさつや差しさわりのない会話程度」が約5割と最も多く、深い関わりや相互扶助の関係が築きにくい状況となっています。住民の多くは「手助けしたい気持ちはあるが難しそう」と感じており、支えあいの意欲と実際の行動の間にギャップが生じています。

一方で、ボランティア活動への参加意欲はあるものの、「忙しい」「健康上の理由」などで参加できない人が多いことも明らかになっています。今後は、日常的な見守りや声かけをしなくみ化し、孤立リスクの高い住民を早期に発見・支援できる地域ネットワークの強化が不可欠です。

また、短時間・小規模でも参加しやすい「マイクロボランティア」のしくみづくりも有効と考えられます。

### 3. 防災と福祉の連携不足と要配慮者支援の課題

災害時の避難行動要支援者制度について、「知らない」と回答した住民が7割近くに達しており、制度の認知度が低い状況です。一方で、「災害時に協力したい」という意向は高いものの、「何をしたらよいかわからない」と感じている人が半数近くいます。高齢者や障がいのある人など、災害時に特に配慮が必要な住民への支援体制が十分に周知されておらず、いざという時に地域での協力が機能しないリスクがあります。

今後は、避難行動要支援者名簿の活用や、班・町内会単位での情報共有、平時からの顔の見える関係づくり、防災訓練と福祉支援の連動など、防災と福祉が一体となった地域づくりが求められます。

### 4. 高齢者・障がいのある人・交通弱者への生活環境整備

アンケート調査では、聖籠町に住み続けたいかについて、「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した住民が9割近くに達している一方、高齢者や障がいのある人の生活環境への満足度が低いことが明らかとなりました。特に、高齢者や障がいのある人が暮らす環境について「不満」を感じている住民が3割を超えており、交通の便や生活利便性への不満が多くあげられています。

「車がないと通院や買い物が困難」「バリアフリー化が進んでいない」「高齢者や障がい者向けの支援サービスが不足している」といった声が自由意見でも多くあげられています。

今後は、移動支援や買い物・通院サポート、バリアフリーの推進、地域拠点の整備など、誰もが安心して暮らせる生活基盤の強化が必要になってきます。

また、こうした生活環境の整備は、高齢者や障がいのある人だけでなく、子育て世帯や交通弱者など多様な住民の暮らしやすさにも直結するため、地域全体の課題として総合的に取り組む必要があります。

## 4 前期計画の評価

各事業の達成状況については、対象事業の各所管課において、点検・評価を行っています。

これらの点検・評価に対して、地域福祉計画策定委員会において総括しました。

また、前期計画で掲げていた成果指標について、目標値に対する前期計画策定時の基準値からの改善率を基準に以下のとおりの区分で評価しました。数値目標がない成果指標については、地域福祉計画策定委員会における総括により評価しています。

評価区分	達成度	
◎	目標達成	目標を達成
○	改善	目標値に対する基準値からの改善率 10%以上 100%未満
△	変化なし	目標値に対する基準値からの改善率 -10%以上 10%未満
×	悪化	目標値に対する基準値からの改善率 -10%未満
—	評価不能	数値が未把握または基準値が未把握など、判定ができないもの

### 基本方針 1

### 町民参加でつくる地域福祉

#### 施策 1- (1) 地域福祉への意識高揚

地域福祉への意識高揚を目的とした啓発活動や学校における地域福祉に関する教育は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できない時期もありましたが、2022（令和4）年以降はSNSやオンライン会議などICTも活用し、おおむね順調に実施しています。

しかし、成果指標「人の役に立つ人間になりたいと思う割合」については小学生・中学生ともに目標値の90.0%を達成することはできず、小学生については計画策定時の基準値を下回る結果となりました。

児童・生徒がかげがえのない、ありのままの自分を好きになり、自分が暮らしている地域や福祉に親しみ関心を持つことができるよう、教育委員会をはじめとする関係機関と連携しながら、福祉について学ぶ体験学習の機会を充実させるとともに、町民一人ひとりが地域福祉について自身の問題として主体的に考えるような意識の醸成に取り組む必要があります。

#### 成果指標

指標		基準値 2019年 (令和元年)	実績値 2025年 (令和7年)	目標値 2025年 (令和7年)	評価	担当課
人の役に立つ人間になりたいと思う割合	小学生	81.0%	76.1%	90.0%	×	子ども教育課
	中学生	68.9%	71.2%	90.0%	○	

出典：全国学力・学習状況調査

### 施策 1- (2) 支えあい活動の推進

地域福祉の根幹である支えあい活動を推進するためには、地域住民が交流を深める必要があることから、そのきっかけとなるイベントや教室・講座などを開催しました。

成果指標である「家族会・当事者会・交流会などの活動への参加延べ人数」は目標の600人を上回りましたが、「地域の行事に参加している割合」については、小学生・中学生ともに前期計画策定時の値を下回りました。

地域づくりを支援するネットワーク組織については、地域支援ネットワークの組織化（声かけ・見守り活動の輪の拡大）を行っています。

#### 成果指標

指標		基準値 2019年 (令和元年)	実績値 2025年 (令和7年)	目標値 2025年 (令和7年)	評価	担当課
地域の行事に参加している割合	小学生	56.3%	34.6% (令和5年)	80.0%	×	子ども教育課
	中学生	19.7%	19.5% (令和5年)	40.0%	△	
家族会・当事者会・交流会などの活動への参加延べ人数		399人	817人 (令和6年)	600人	◎	保健福祉課
地域づくりを支援するネットワーク組織の構築		—	有	有	◎	保健福祉課 長寿支援課

出典：全国学力・学習状況調査

**施策 1- (3) 自立を支えるしくみづくり**

生活困窮者や複雑な問題を抱えて社会的に孤立するいわゆるひきこもりの人の数は増加傾向にあります。そのような状況にある人およびその家族への相談窓口として「新潟県パーソナル・サポート・センター」と連携した体制を整備し、それぞれの状況に応じた包括的な支援に取り組んでいます。

障がいのある人の自立に向けた就労支援については、社会福祉協議会をはじめ障害者就業支援センター、ハローワークなどの関連機関との連携により個別対応しています。

「特別支援学校通学支援事業の検討・実施」を成果指標としていました。令和3年に試験的に送迎バス事業を実施しましたが、障がいの特性により、利用できない人との不平等感やそれぞれの障がい特性に対応した介助員の確保、運転手の確保、利用者の減少などから、事業継続が困難になり、特別支援学校在籍児童等支援金として実施しています。

子どもの学習支援については、学力安定化授業づくり研修会を各学校で主体的に実施する体制を整備しました。今後は学校運営協議会の開催を通して、地域学校協働活動の充実とネットワークづくりを推進していく必要があります。

**成果指標**

指標	基準値 2019年 (令和元年)	実績値 2025年 (令和7年)	目標値 2025年 (令和7年)	評価	担当課
特別支援学校通学支援事業の 検討・実施	未実施	実施なし (令和3年 検討済)	実施	—	保健福祉課

## 基本方針 2 町民利用者主体の福祉サービスの充実

### 施策 2- (1) サービス利用の促進

福祉に関するサービスの充実を図るとともに、必要な人に必要な支援が届くように、福祉サービスについての情報発信の強化に取り組みました。SNS の普及拡大を踏まえて、2022 (令和 4) 年 1 月から公式 LINE、公式 X を開設し、さまざまな情報発信に活用しています。

人口減少と高齢化が見込まれるなか、福祉サービスに携わる人材の確保は喫緊の課題です。社会福祉協議会と連携して、事業所が設置している運営推進会議へ出席することにより連携を図っています。

#### 成果指標

指標	基準値 2019 年 (令和元年)	実績値 2025 年 (令和 7 年)	目標値 2025 年 (令和 7 年)	評価	担当課
SNS による情報発信	未実施	実施	実施	◎	総務課 保健福祉課
福祉サービス事業所の人材確保	—	実施	検討・実施	◎	保健福祉課 長寿支援課 子ども教育課 町民課

### 施策 2- (2) 相談支援機能の充実

地域共生社会の実現をめざし、市町村は地域福祉推進の理念に基づき「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくり」に努めることとされています。

2020 (令和 2) 年の社会福祉法改正により創設された、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制整備についての検討を成果目標としていましたが、現在、保健福祉課と教育未来課、両組織による協働と一体的な相談支援体制をもった「こども家庭センター」として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへ相談支援を行っている状況です。

#### 成果指標

指標	基準値 2019 年 (令和元年)	実績値 2025 年 (令和 7 年)	目標値 2025 年 (令和 7 年)	評価	担当課
望ましい相談支援体制の検討	—	検討・改善	検討・改善	◎	保健福祉課 長寿支援課 子ども教育課 町民課

**施策 2- (3) 成年後見制度の利用促進や権利擁護支援**

人権教育・啓発活動や相談支援などを通じて、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援を図っていますが、高齢者から希望があった場合の成年後見制度の説明や成年後見制度普及啓発パンフレットの設置、成年後見セミナーの開催を行っています。

平均寿命の延伸により、自身や家族が認知症になることに不安を感じている人も多いと考えられます。認知症そのものについて、予防や重症化防止のために望ましい生活習慣などの正しい知識を広く普及・啓発するとともに、認知症になってしまった人への対処法の1つとして、成年後見制度についてのより効果的な周知に取り組む必要があります。

**成果指標**

指標	基準値 2019年 (令和元年)	実績値 2025年 (令和7年)	目標値 2025年 (令和7年)	評価	担当課
地域連携ネットワークの構築および 中核機関の整備	—	—	整備済み	△	保健福祉課 長寿支援課 社会福祉協議会
成年後見制度の町民への周知 (制度内容を認知している町民の割合)	15.8%	28.2%	30.0%	○	

### 基本方針 3 安心・快適な生活環境づくり

#### 施策 3- (1) 人にやさしい環境の整備

ユニバーサルデザインの視点から、高齢者や障がいのある人、子どもや妊婦などをはじめ、すべての人にとって安心して快適な環境づくりをめざし、公共設備や道路の整備を行っています。

また、障がいのある児童・生徒を包容する教育制度（inclusive education system）を確保することを目的として、学びのユニバーサルデザイン\*（UDL：Universal Design for Learning）のガイドラインの活用により、多様化・複雑化する児童・生徒の個々の学びに応じながら、ともに学びあえる授業づくりのための環境整備に取り組んでいます。

冬の除雪作業については、企業と連携して生活道路の除雪に取り組んでいます。高齢者のみ世帯など、自力での除雪が困難な世帯への対応は、社会福祉協議会の除雪ボランティアにお願いしている状況です。

##### 成果指標

指標	基準値 2019年 (令和元年)	実績値 2025年 (令和7年)	目標値 2025年 (令和7年)	評価	担当課
家族会・当事者会・交流会などの活動への参加延べ人数	399人	817人 (令和6年)	600人	◎	保健福祉課

#### 施策 3- (2) 地域の安全に向けた取り組み

町民の誰もが地域で安心して暮らすためには、交通事故防止、火災予防、子どもや高齢者などを犯罪から守るための防犯対策などの環境づくりが重要となります。

成果指標としていた自主防災組織による防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた期間を除き、「まちなか防災訓練」として毎年1回実施してきました。

核家族化の進行により単身世帯や高齢者の夫婦のみ世帯が増加していることなどを踏まえ、相互に見守り、声をかけあう地域づくりを進める必要があります。

##### 成果指標

指標	基準値 2019年 (令和元年)	実績値 2025年 (令和7年)	目標値 2025年 (令和7年)	評価	担当課
自主防災組織による防災訓練実施率	100.0%	100.0%	100.0%	◎	生活環境課

\* 学びのユニバーサルデザイン（UDL）：柔軟な学習を支える環境を実現し、障がいや多様な背景も含むすべての子どもたちを主体的な学習者として育てよう、という理論的枠組み。アメリカのCAST（the Center for Applied Special Technology）が提唱。

### 施策3-(3) 災害時の支援体制づくり

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成し、各集落区長に配布しています。また、2021（令和3）年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされたことを踏まえ、「避難支援セミナー2024 in 聖籠」を開催し、避難に必要な基礎知識や避難行動要支援者の避難計画づくりの進め方について学びました。

成果指標としている「まちなか防災訓練」の参加者数は目標値に達しませんでした。新たに洪水を想定した「総合防災訓練」も実施しています。

福祉避難所については、4か所の福祉施設管理者と災害時応援協定書を締結したことにより、目標の2か所を上回る5か所を確保することができました。

#### 成果指標

指標	基準値 2019年 (令和元年)	実績値 2025年 (令和7年)	目標値 2025年 (令和7年)	評価	担当課
避難行動要支援者の 災害避難方法検討率	—	92.0%	100.0%	○	保健福祉課 長寿支援課 社会福祉協議会
まちなか防災訓練参加者数	1,881人	1,872人 (令和6年)	2,000人	△	生活環境課
感染症対策を踏まえた 避難所開設などの職員訓練の実施	—	1回/年 (令和6年)	1回/年	◎	生活環境課
福祉避難所数	1か所	5か所	2か所	◎	生活環境課 保健福祉課

## 5 地域福祉に関する課題

アンケート調査結果からみる課題と前期計画の評価から、地域福祉に関する課題を以下にまとめました。これらの課題を踏まえ、地域福祉の充実に向けて、必要となる施策の方向性と今後の取り組みについて示していきます。

### 課題1 相談・情報提供体制の不足と複雑化する相談への対応

人口減少と高齢化が進む中で、単身世帯や高齢者のみ世帯、障がいのある人、外国人、子育て世帯など、支援を必要とする住民層が多様化しています。アンケート調査では、「どこに相談すればよいかわからない」「必要な情報が届かない」といった声が多く寄せられており、特に若年層や転入者、外国人など、従来の地域ネットワークに馴染みにくい住民ほど、情報にアクセスしにくい状況が明らかとなっています。

また、福祉情報の入手先が紙媒体に偏っていることから、年代や生活状況によって情報格差が生じています。今後は、紙媒体とデジタル媒体を組み合わせた多様な情報提供の工夫や、属性やライフステージに応じたわかりやすい案内体制の整備、ワンストップで相談につながる仕組みづくりなど、複合化・個別化する課題にきめ細かく対応できる体制整備が求められています。加えて、地域福祉の担い手となる社会福祉協議会や支援機関との連携が複雑化する中で、相談内容が複合化・個別化している現代の地域課題に対し、分野横断的に対応できる相談支援体制の整備も求められています。

### 課題2 地域のつながりの希薄化と支えあいの担い手不足

地域のつながりは希薄化しており、近所づきあいについて「あいさつや会話程度」が最も多く、家族以外に頼れる人がいないと回答した住民も3割を超えています。単身高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、地域で孤立しやすい住民が増える中で、助けあいの意欲があっても「手助けしたいが難しい」と感じる住民が多く、地域の相互扶助力が弱まっている状況がみられます。

また、コロナ禍により地域活動の縮小や中止が続いたことから、従来の自治会・町内会だけでは十分に支えきれない課題が増えています。今後は、若い世代や転入者、外国人など多様な住民が参加しやすい新たな地域活動の仕組みづくりや柔軟で参加しやすい支えあい体制の構築が求められています。さらに、地域活動や交流の機会の減少により、地域の担い手不足が顕在化していることも課題です。特に、ボランティア活動を支えてきた住民の高齢化が進む一方で、若い世代や転入者が地域活動に参加するきっかけを得にくい状況にあります。

### 課題3 災害時の要配慮者支援と生活環境整備の不足

高齢者、障がいのある人、子ども、外国人など、災害時に特に配慮を要する住民への支援体制は重要な課題となっています。避難行動要支援者制度について「知らない」と回答した住民が7割近くに達しており、制度の周知が十分に進んでいません。また、「協力したいが何

## 第2章 聖籠町における現状と課題

をしたらよいかわからない」という住民が多く、住民の支援意欲を災害時の行動につなげられていない状況となっています。

さらに、日常生活においても、高齢者や障がいのある人、交通弱者にとって移動手段の確保が難しいことや、買い物・通院の不便さ、バリアフリー環境が十分ではないことなど、生活環境上の課題が多くみられます。平時からの地域内の情報共有、防災訓練と福祉支援の連動、防災関係機関と地域住民との協働体制の強化に加え、移動支援や生活支援の充実、公共施設等のバリアフリー化など、災害時と日常生活の双方において要配慮者を支える環境整備を進めていくことが求められています。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本計画は、町の最上位計画である「第5次聖籠町総合計画（2021～2030年）」を福祉の分野から推進する計画として、誰もが住み慣れた地域のなかで、いきいきと幸せに暮らせる地域共生社会の実現をめざします。

地域で暮らす誰もが、その地域のなかで、その人らしく安心して生活していくためには、年齢や性別、障がいの有無や経済状況といったことにかかわらず、お互いの個性や尊厳を認めあい、支えあうことが必要です。

基本理念として「支えあい 地域ぐるみでともに生きる せいらうまち」を掲げ、その実現に向けて、行政だけでなく、企業、団体、学校、地域、そして町民一人ひとりがそれぞれの力を出しあって、よりよいまちづくりのために行動することを行動指針とします。

### 基本理念

支えあい 地域ぐるみでともに生きる せいらうまち

### 行動指針

個人を尊重しあい 多様性を認めあい 力を出しあい  
よりよいまちづくりのために行動しよう



## 2 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本方針を施策の柱とし、それぞれのめざす姿を目標として施策を推進します。

### 基本方針1 誰もが健やかに暮らせるまちづくり

地域の誰もが健やかに暮らし続けることができるよう、妊産婦や子育て世帯、高齢者や障がいのある人などを地域で支える意識の醸成を図ります。

町民一人ひとりの健康づくりを推進する取り組みとして、地域における活動や町民主体の介護予防教室など、つながりながら健康づくりができる活動を支援していきます。

#### めざす姿

誰もが、地域のなかでいきいきと健やかに暮らしています。

#### 評価指標

指標	基準値 2025年 (令和7年)	目標値 2030年 (令和12年)
現在住んでいる地区での暮らしについて住みやすいと思う割合 (町民アンケートで、住んでいる地区について「とても住みやすい」または「まあまあ住みやすい」と回答する割合)		
高齢者が暮らすための環境	53.8%	60.0%
障がいのある人が暮らすための環境	45.3%	50.0%
子育てをする環境	82.4%	85.0%
子どもが暮らすための環境	80.6%	85.0%

## 基本方針2 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

地域のなかで困難を抱えた人たちが、その人らしく自立した生活を送れるよう支援するため、福祉に関する情報提供とアウトリーチを含めた相談体制を充実させます。

対象者が抱える生活課題が本人の生活歴や生活習慣、家族関係など他者とのつながりにも起因している場合があることも踏まえ、相談に関する情報の共有を図るとともに、専門機関や関連団体などと連携し、聖籠町の実情に応じた包括的な支援を行います。

### めざす姿

困難を抱えた人に適切な福祉サービスが提供され、自立に向けた取り組みをしています。

### 評価指標

指標	基準値 2025年 (令和7年)	目標値 2030年 (令和12年)
悩みや不安について、相談する相手がない割合 (町民アンケートで、不安や悩みについて「誰に相談したらいいかわからない」「相談できる人はいない」「相談しない」のいずれかを回答する割合)	7.9%	5.0%

## 基本方針3 誰もが支えあうまちづくり

ライフスタイルや価値観の多様化や核家族化の進行などを背景に、地域におけるつながりの希薄化が指摘されてきましたが、これからの聖籠町において予測される人口減少や少子高齢化などによる社会情勢の変化から、地域に暮らす人それぞれが分野や世代を超えて支えあう地域共生社会の実現が求められます。

誰ひとり孤独・孤立に陥ることがないように、地域における交流を促進し、地域福祉に関する意識の醸成と、支えあいの活動支援に取り組みます。

### めざす姿

誰ひとり取り残されることなく、地域のなかで支えあって暮らしています。

### 評価指標

指標	基準値 2025年 (令和7年)	目標値 2030年 (令和12年)
ボランティア活動や地域活動をしたと思う割合 (町民アンケートで、ボランティア活動や地域活動について「ぜひ参加したい」または「できれば参加したい」と回答する割合)	28.1%	30.0%

## 基本方針4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

すべての人が、生まれながらにして人間らしく生きていく権利を持っています。

地域のなかで誰もが人間らしく安心して暮らしていけるよう、互いに相手を思いやり、自分の人権も相手の人権も大切に尊重し、ともに暮らせるまちづくり、ユニバーサルデザインの理念に基づき誰にとっても快適なまちづくり、災害や犯罪による被害を防ぐ安全なまちづくりを推進します。

### めざす姿

誰もがお互いを思いやり、地域のなかで安心して暮らしています。

### 評価指標

指標	基準値 2025年 (令和7年)	目標値 2030年 (令和12年)
成年後見制度を知っている割合 (町民アンケートで、成年後見制度について「知っている」と回答する割合)	28.2%	30.0%
現在住んでいる地区の災害時の避難場所を知っている割合 (町民アンケートで、避難場所について「知っている」と回答する割合)	79.1%	90.0%

### 3 施策の体系

基本理念	行動指針	基本方針	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支えあい 地域ぐるみでともに生きる せいろうまち</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個人を尊重しあい 多様性を認めあい 力を出しあい よりよいまちづくりのために行動しよう</p>	<p><b>基本方針 1</b></p> <p>誰もが 健やかに暮らせるまちづくり</p>	<p><b>施策 1-1</b></p> <p>すべての人にやさしい環境づくり</p>
		<p><b>基本方針 2</b></p> <p>誰もが 自分らしく暮らせるまちづくり</p>	<p><b>施策 1-2</b></p> <p>地域でつながる健康づくり</p>
		<p><b>基本方針 3</b></p> <p>誰もが 支えあうまちづくり</p>	<p><b>施策 2-1</b></p> <p>情報提供体制の充実</p>
		<p><b>基本方針 4</b></p> <p>誰もが 安心して暮らせるまちづくり</p>	<p><b>施策 2-2</b></p> <p>包括的な支援体制の強化</p>
			<p><b>施策 2-3</b></p> <p>配慮を必要とする人への支援</p>
			<p><b>施策 3-1</b></p> <p>地域における交流の促進と 孤独・孤立の防止</p>
			<p><b>施策 3-2</b></p> <p>町民の支えあい活動の活性化</p>
			<p><b>施策 3-3</b></p> <p>地域福祉の担い手の確保・育成</p>
			<p><b>施策 4-1</b></p> <p>権利擁護の促進</p>
			<p><b>施策 4-2</b></p> <p>暮らしやすい生活環境の整備</p>
			<p><b>施策 4-3</b></p> <p>防災・交通安全・防犯体制の強化</p>

# 第4章 施策の展開

## 1 誰もが健やかに暮らせるまちづくり

### めざす姿

誰もが地域のなかでいきいきと健やかに暮らしています。

### 施策 1-1 すべての人にやさしい環境づくり

#### 現状と課題

本町では「聖籠町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭への支援や子どもにやさしい地域環境づくり、町民の子育てへの関心を高めるための活動を推進しています。

2025（令和7）年に実施した「地域福祉に関する町民アンケート」では、子育てをする環境として現在住んでいる地区は「とても住みやすい」が22.8%で、「まあまあ住みやすい」と合わせると82.4%となっています。また、高齢者が暮らすための環境として現在住んでいる地区は「とても住みやすい」は6.7%、「まあまあ住みやすい」と合わせると53.8%となっている一方で、「あまり住みやすくない」が31.9%となっています。移動支援やバリアフリー化、生活支援サービスの充実など、誰もが安心して暮らせる環境づくりに向けた事業の検討・推進が必要となっています。

本町では「聖籠町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において、高齢化の状況に対応した目標を示すとともに、高齢者を取り巻く本町の特性や課題を踏まえて「健康と生きがいを地域で支えるまちづくり」を推進しています。

さらに、ソーシャルインクルージョン（social inclusion：社会的包摂）とは、社会的に弱い立場にあっても排除されることなく、すべての人が社会の一員として受け入れられ、参加できる社会をめざす理念です。本町では、「聖籠町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の基本理念「誰もがその人らしく自立し、ともに生きるまちづくり」に基づき、誰もが生きがいや役割を持ち、支えあい、助けあって暮らす地域共生社会の実現をめざしています。

2023（令和5）年に実施した福祉に関するアンケート調査では、障がいがあることを理由に差別を受けたり、嫌な思いをしたことが「ある」（12.1%）という割合と「少しある」（11.8%）を合わせると23.9%となっています。

近年は外国人の人口が増加しており、言葉や文化の違いに配慮した暮らしやすい地域づくりも重要な課題となっています。

## 施策の方向性

子育て支援サービスの情報発信を SNS 等で充実させるとともに、子育て世帯が身近な地域で交流できる場をニーズに応じて提供します。

高齢者が生きがいを持って安心して暮らし続けられるよう、参加しやすいイベントや教室を充実させるとともに、外出や受診、地域活動への参加を支える移動支援を強化します。

また、一人暮らし高齢者の増加を踏まえ、共食と交流の機会を検討します。

障がいの有無や国籍にかかわらず、多様性を尊重し合える地域づくりを推進し、広報・啓発を強化します。障がいのある人やその家族には、早期から切れ目のない支援と社会参加の機会を提供し、「親亡き後」を見据えた生活設計や支援体制の構築を関係機関と連携して進めます。

外国人が生活しやすくなるよう情報の提供方法を検討し、企業等と協力してニーズ把握に努めるなど、地域との共生を促進します。

## 地域福祉を推進する主な取り組み・事業

- 妊娠期からの切れ目のない支援** (保健福祉課・子ども教育課・教育未来課)

保健、医療、福祉、教育分野で連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。
- 子どもや保護者への相談支援体制の充実** (保健福祉課・教育未来課・社会福祉協議会)

地区担当保健師や「こども家庭センター」のこどもソーシャルワーカー等の専門職が、認定こども園・幼稚園・保育園・小学校・中学校等を定期的に訪問し、子どもおよび家庭に関する総合的な相談業務を行います。
- 子育て世帯が参加できる地域交流の促進** (保健福祉課・子ども教育課)

「すすくサロンさくらんぼ」において、季節の行事や講話（看護師や管理栄養士の講話・親子体操・救急教室・交通安全教室等）などを実施し、子ども同士、親同士の交流を図ります。
- 子育て支援の地域活動の活性化** (保健福祉課・社会教育課・子ども教育課)

広報や SNS を通じて、「子どもサポーター」などのボランティアを募集することにより、地域における子ども・子育て支援の機運を高め、子育て支援の地域活動の活性化を図ります。
- 高齢者が参加したくなるイベントや教室の開催** (保健福祉課・長寿支援課・社会教育課)

イベントや趣味、スポーツなどのサークル活動につながるような教室を開催し、高齢者の外出機会の創出を図ります。
- 移動支援** (保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会)

高齢者が日常生活において必要な外出を安心して行えるよう、移動手段の確保と利用しやすい環境の整備を図ります。
- 共食と交流の機会の創出** (保健福祉課・長寿支援課・社会教育課・社会福祉協議会)

食事をする機会を含むイベントや教室の開催を検討します。

## 第4章 施策の展開

### ■ 生活支援体制整備事業 (保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会)

高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の支えあい体制を構築するため、関係機関や町民との協議の場を設置し、ニーズ把握とサービス資源の発掘・調整を行います。

### ■ 福祉教育の推進 (保健福祉課・社会福祉協議会)

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人が、地域のなかで安心して生活できるよう、障がいや障がいのある人への理解に向けた啓発を行います。

### ■ 障がいのある人の社会参加への支援 (保健福祉課・社会福祉協議会)

障がいのある人が地域交流行事や文化・芸術イベントに参加できるよう支援するとともに、障がい者団体等によるイベントやフォーラムなどについての広報を支援するなど、地域住民との交流促進を図ります。

### ■ 外国人住人のニーズの把握

(町民課・生活環境課・総務課・東港振興室・産業観光課・総合政策課)

外国人住人が本町で暮らしやすくなるためには何が必要なのか、町は何ができるのか具体策について、調査検討を進めます。

## 目標値

指標		基準値 2025年度 (令和6年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)	
保健師による2か月児訪問実施率（保健福祉課）		100.0%	100.0%	
3歳児健康診査受診率（保健福祉課）		99.3%	100.0%	
地域子育て支援拠点事業（すくすくサロン「さくらんぼ」）や児童館・育児サークルを利用している就学前児童保護者の割合（子ども教育課）		10.3%	15.5%	
週2回以上外出している割合 （介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	65～74歳	男性	80.9% (令和4年度)	85.0%
		女性	81.6% (令和4年度)	
	75歳以上	男性	63.9% (令和4年度)	70.0%
		女性	52.5% (令和4年度)	60.0%
外出を控えている理由として「外での楽しみがない」と回答する割合 （介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）		12.3% (令和4年度)	10.0%	
外出を控えている理由として「交通手段がない」と回答する割合 （介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）		10.3% (令和4年度)	7.0%	
障がいがあることを理由に差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある割合 （福祉に関するアンケート調査で、「ある」「少しある」と回答する割合）		23.9% (令和5年度)	15.0%	
近所に助けてくれる人がいる障がいのある人の割合 （福祉に関するアンケート調査）		27.7% (令和5年度)	40.0%	
地域生活支援拠点*数		0か所	1か所	

## 町民や地域が取り組むこと

- 心配ごとや悩みがあるときは、抱え込まずに相談しましょう。
- 子どもが健やかに成長できるように地域全体で見守り、支えましょう。
- ボランティアや趣味、運動などの地域活動に積極的に参加し、子どもの親同士や地域の人とコミュニケーションをとりましょう。
- 高齢者が安心して暮らせるように地域全体で見守り、支えましょう。
- 障がいや障がいのある人について、正しく理解するよう努めましょう。
- 障がいのある人は、周りの人に自身の障がいについて理解してもらえるように努めましょう。
- 障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、支えあい、助けあいましょ。

\* 地域生活支援拠点：障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援センターや医療機関が連携し、地域生活をおくることができるよう支援を行う拠点。

## 施策 1-2 地域でつながる健康づくり

### 現状と課題

本町では、2025（令和7）年3月に「第3次健康せいろう21・第3次聖籠町食育推進計画（食は味楽来<sup>ミラクル</sup>）・第3次聖籠町生涯歯科保健計画（令和7～18年度）」を一体的に策定し、生涯健康に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

2023（令和5）年に実施した「町民の健康に関するアンケート」の調査結果では、日常生活のなかで健康の維持・増進のために意識的に身体を動かすなどの運動をしているかについて、「以前はしていたが、現在はしていない」と「まったくしたことがない」の割合を合わせると60.6%で、6割以上が意識的な運動をしていない状況で運動習慣の定着が課題となっています。

また、こころの不調を感じた経験がある人は45.7%と約半数に上り、とくに睡眠による休養が十分でない人では6割以上が不調を感じていることが明らかになりました。休養不足がメンタルヘルスに強く影響している実態があります。

さらに、ストレス解消のために何もしていない人のうち33.7%が「何をしたらいいかわからない」と回答しており、ストレス対処法の啓発や実践のサポートも求められています。

### 施策の方向性

適正体重の維持をはじめとする生活習慣病予防のため、若い頃からの適切な食習慣・口腔ケア・運動習慣の定着を促進します。高齢者向け教室だけでなく、親子で参加できるスポーツ教室や、健康への関心が低い若年層も参加しやすいイベントの実施方法を検討します。

働き盛り世代に対しては、健康経営\*に関する情報提供や啓発を通じて健康づくりを支援します。

こころの健康については、こころの病気への正しい理解を広げ、悩みや不安に直面した際にも適切な対処ができるよう啓発を進めます。児童・生徒には、人権教育やいのちの教育、SOSの出し方教育を通じて、互いに大切にしよう意識や大人に相談する行動につなげます。

町民に対して広くこころの健康づくりの理解を促進するとともに、生きづらさを抱えた人に気づき支援をつなげられるよう、相談支援体制の充実に努めます。

\* 健康経営：企業等が従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に健康投資を行うこと。

**地域福祉を推進する主な取り組み・事業****■ さまざまな世代の町民が参加したくなるイベントや教室の開催****(社会教育課・長寿支援課)**

地域における部活動の輪を広げるとともに、多世代が交流するスポーツイベントや、それぞれのライフステージに応じた運動教室を開催し、町民の健康への意識向上を図ります。

**■ 健康経営についての周知啓発****(保健福祉課)**

健康経営に関する情報提供や啓発に努め、健康経営に取り組む企業・事業所数の増加を促進します。

**■ 学校におけるこころの健康教育****(教育未来課・社会福祉協議会)**

町内の小学校・中学校において、年齢に応じた人権教育やいのちの教育、SOSの出し方の教育を通して、健やかなこころを育みます。

**■ こころの健康についての周知啓発****(保健福祉課)**

こころの健康について、広報紙やホームページで情報提供に努めるとともに、特定健康診査や健康教室などの機会を活用して周知啓発を図ります。

**■ 職域への普及啓発****(保健福祉課)**

商工会、新潟東港聖籠地区立地企業連絡協議会を通じて、町民の生活実態を伝えるとともに、各種相談窓口の周知及びメンタルヘルス出前講座の利用勧奨を実施します。

**■ 相談窓口での的確な情報提供****(町民課・保健福祉課・教育未来課・子ども教育課・長寿支援課・社会福祉協議会)**

子ども・子育て、障がいのある人、介護、生活困窮などの相談窓口において、相談者の抱える課題を包括的な視点で捉え、本人に必要な支援やサービスについての情報を、分野や担当課を超えて的確に提供できるよう、庁内での情報共有と職員の資質の向上に努めます。

## 第4章 施策の展開

### 目標値

指標		基準値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
朝食を毎日食べている割合	16～39歳	57.6%	70.0%
	40～64歳	72.3%	80.0%
	65～79歳	88.6%	90.0%
意識的に運動している割合 (町民の健康に関するアンケートで、意識的な運動について「いつもしている」または「ときどきしている」と回答した割合)	16～39歳	34.3%	40.0%
	40～64歳	34.7%	40.0%
	65～79歳	48.4%	55.0%
聖籠町健康づくり支援店等(町の健康づくり事業に連動する)の店舗、企業数		7事業所 (令和7年度)	9事業所
睡眠で休養が十分とれている割合 (町民の健康に関するアンケート調査)		56.2%	60.0%
ストレス解消のために何もしていない理由として「何をしたらいいかわからない」と回答する割合(町民の健康に関するアンケート調査)		33.7%	22.0%

#### 町民や地域が取り組むこと

- 自分の健康について意識し、望ましい生活習慣を実践しましょう。
- 一緒に運動する仲間をつくりましょう。
- 町内会の活動やお祭りなど、地域のなかで交流の機会となる活動を活性化しましょう。
- こころの健康について理解し、ストレスにうまく対処できるようになりましょう。
- 心配ごとや悩みがあるときは、抱え込まずに相談しましょう。
- 誰ひとり社会的に孤立することがないように地域全体で見守り、支えましょう。

## 2 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

### めざす姿

困難を抱えた人に適切な福祉サービスが提供されて、自立に向けた取り組みをしています。

### 施策 2-1 情報提供体制の充実

#### 現状と課題

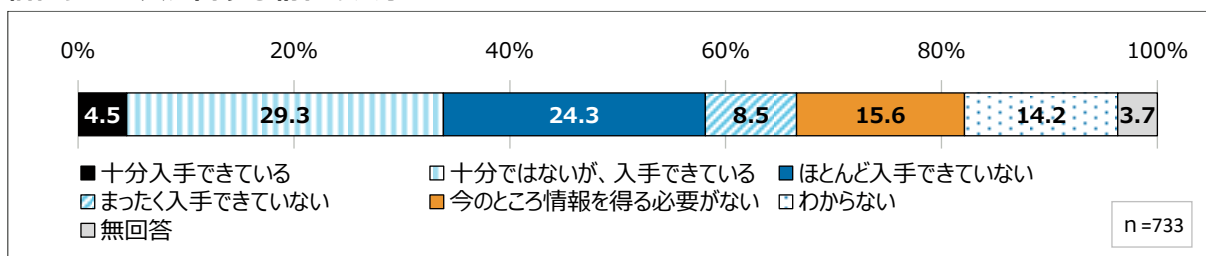
本町では、福祉や地域イベントなどに関する身近な情報のほか、自然災害による被害情報や避難情報、停電や交通機関の情報など、緊急時において情報を必要としている人に素早く正確に伝えるよう取り組んでいます。

2025（令和7）年には、年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての町民が情報を入手しやすくなるよう、情報アクセシビリティ\*の向上に配慮してホームページをリニューアルしました。

2025（令和7）年に行った「地域福祉に関する町民アンケート調査」では、今後ボランティア活動や地域活動に「ぜひ参加したい」と回答した割合は4.1%、「できれば参加したい」は24.0%で合わせると28.1%となっています。また、住んでいる地区での暮らしを“困ったときの助けあい”からみて「とても住みやすい」と回答した割合は9.3%で、「まあまあ住みやすい」と合わせると69.3%となっています。

自分に必要な「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているかについて、「十分入手できている」と回答した割合は4.5%と低い一方で、「まったく入手できていない」と「ほとんど入手できていない」を合わせると32.8%となっている状況です。

#### 福祉サービスに関する情報の入手



\*情報アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できること。

## 第4章 施策の展開

子ども・子育て、高齢、障がい、生活困窮など、地域が抱える生活課題が複雑化・多様化するなか、福祉的な支援を必要とする人が、必要な情報を必要なときに、わかりやすく得ることができるように、情報発信の方法を工夫することと合わせて、相談窓口などでの積極的な情報提供が求められます。

地域に暮らす町民一人ひとりが地域福祉を推進する主体であるという意識の醸成を図るとともに、地域活動に参加するきっかけとなるような情報発信に積極的に取り組む必要があります。

### 施策の方向性

地域福祉を推進するため、地域活動や災害情報を含む必要な情報がすべての町民に確実に届く体制を整備します。聴覚・視覚などの障がい特性に応じて、点訳、朗読、手話、要約筆記などによる情報提供を行えるよう、コミュニケーション支援体制の整備に努めます。

また、SNS やインターネットを活用した情報発信を充実させます。

人口減少・少子高齢化が進む中で、住民同士の支えあいがより重要となるため、人権教育や生涯学習の推進を通して、互いの尊重と支えあいの意識を高めます。さらに、関係機関・団体と連携し、地域福祉活動へ参加しやすい環境整備と町民への情報提供を進めます。

社会情勢や国の制度改正に応じて、福祉サービスの創設や見直しを適切に行い、最新の制度・サービス情報を町民に広く周知するため、ホームページや SNS によるコンテンツ（情報内容）の充実、「広報せいろう」への掲載など、効果的な情報発信に努めます。

### 地域福祉を推進する主な取り組み・事業

#### ■ 情報アクセシビリティに配慮した情報発信の充実 （総務課）

町民への情報発信について、情報アクセシビリティに配慮し、より情報を伝わりやすくするため、わかりやすい言葉や表現に努めます。

#### ■ 学校における人権教育・福祉教育の推進 （教育未来課・長寿支援課・社会福祉協議会）

学校を人権教育・啓発の重要な基盤と位置づけ、地域や関係機関と連携しながら、高齢者や障害のある人との交流や体験的な学びを通じて、子どもが個人の尊厳や多様性への理解を深めることを目指します。これらの取組により、支える側・支えられる側という関係性を超え、すべての人が排除されることなく、その人らしく地域で暮らすことができる共生社会の実現につなげます。

#### ■ 地域福祉に関する啓発活動

（町民課・保健福祉課・長寿支援課・社会教育課・生活環境課・社会福祉協議会）

地域福祉や人権に関する講演会やセミナーなど学習の機会を設けるほか、介護予防教室や地域の活動、防災訓練などの地域活動のなかにおいても、人とのつながりや支えあいなど地域福祉に関する意識高揚を図る啓発活動を行います。

#### ■ 地域福祉活動に関する情報提供 （保健福祉課・長寿支援課社会・社会福祉協議会）

さまざまな分野の関係機関や団体と連携して、町民が参加しやすい地域福祉活動を検討・企画し、その情報を広く発信することにより、地域福祉活動の活性化を図ります。

### ■ さまざまな媒体を活用した情報提供

(総務課)

SNS や広報紙、ホームページで新しい情報を発信します。

### ■ 相談窓口での的確な情報提供 (再掲)

(町民課・保健福祉課・教育未来課・子ども教育課・長寿支援課・社会福祉協議会)

子ども・子育て、障がいのある人、介護、生活困窮などの相談窓口において、相談者の抱える課題を包括的な視点で捉え、本人に必要な支援やサービスについての情報を、分野や担当課を超えて的確に提供できるよう、庁内での情報共有と職員の資質の向上に努めます。

### 目標値

指標		基準値 2025年度 (令和7年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
地域福祉活動の拠点や組織を知らない割合 (地域福祉に関する町民アンケートで、「知らない」と回答する割合)	地域福祉推進センター (地域の茶の間・サロン)	40.1%	28.0%
	ボランティアセンター	49.8%	35.0%
	地域福祉推進センター	35.3%	25.0%
	地域子育て支援センター (すくすくサロン「さくらんぼ」)	30.7%	20.0%
	民生委員・児童委員	22.9%	15.0%
福祉サービスに関する情報を入手できていない人の割合 (地域福祉に関する町民アンケートで、福祉サービスに関する情報の入手について「まったく入手できていない」「ほとんど入手できていない」と回答する割合)		32.8%	25.0%

### 町民や地域が取り組むこと

- 広報紙や回覧板にはちゃんと目を通しましょう。
- 地域の情報を入手するために、町のホームページを活用しましょう。
- 行政からの情報について、地域の人たちと共有し、必要とする人に教えてあげましょう。
- 行政からの地域福祉に関する情報について、関心を持ちましょう。
- 民生委員・児童委員は、地域福祉や福祉サービスに関する情報を求めている住民に対し、必要な情報を伝えましょう。
- 心配ごとや悩みがあるときは、抱え込まずに相談しましょう。

## 施策 2-2 包括的な支援体制の強化

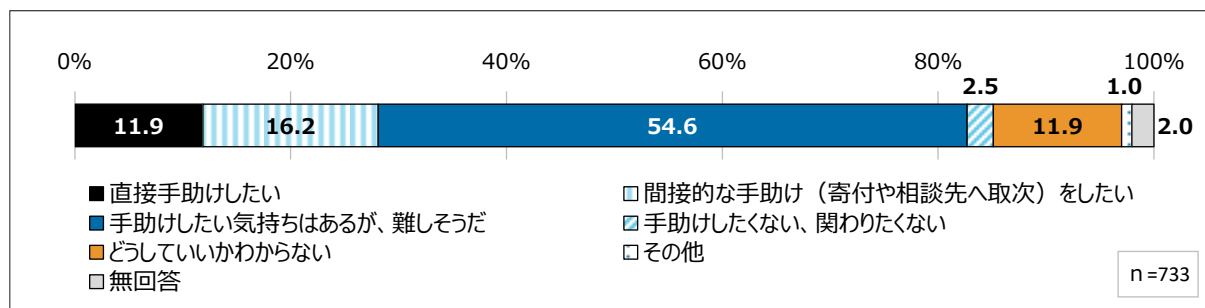
### 現状と課題

町民からの相談は、「お悩み相談会」や高齢者、障がいのある人、子育て、子ども・若者などの分野別の専門相談窓口、弁護士相談（年8回）などで対応しており、一定の相談体制が整備されています。しかし、2025（令和7）年の「地域福祉に関する町民アンケート」では、「相談しやすい窓口の充実」（40.0%）を求める声が多く、相談体制のさらなる改善が求められています。そのため、新採用職員への接遇研修を毎年1回実施し、相談者への不適切対応の防止に努めています。

また、聖籠町は転入者が多く、地域によっては住民同士のつながりが希薄な場合があります。地域への愛着や関係性を築くには時間がかかることも課題となっています。

一方で、近所に困りごとを抱えた人がいた場合に「手助けをしたい」と思う住民は82.7%と高いものの、多くは「手助けしたい気持ちはあるが、難しそうだ」（54.6%）と感じており、「どうしていいかわからない」（11.9%）という声も一定数みられます。住民の助けたい気持ちはあるものの、実際の行動につながりにくい状況が課題となっています。

### 手助けの意向



困りごとを抱えたときでもお互いに助けあって暮らしていける地域づくりのために、手助けを「難しそう」としている障壁を取り除く必要があります。また、地域で困りごとを抱えた人に気づいたときに「どうしていいかわからない」ということがないように、地域福祉に関する情報発信の充実が求められます。

### 施策の方向性

2020（令和2）年の社会福祉法改正により、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。本町では未実施であるものの、アウトリーチを含む相談支援体制の確立に向けて、相談窓口間の情報共有や連携強化、職員の資質向上に取り組む必要があります。

また、住民の“困りごとを抱えている人を手助けしたい”という気持ちを活用し、地域住民が主体的に課題を把握し、解決に向けて動ける体制づくりが重要です。そのためには、多様な団体や社会資源との連携を進めるとともに、必要なサービスや専門機関への橋渡しや関係機関との連携調整を担う地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）配

置について検討を進める必要があります。

あわせて、制度の狭間にある生活課題については、地域住民の主体的な活動も含め、多機関等の連携により解決を図っていきます。

### 地域福祉を推進する主な取り組み・事業

#### ■ 総合相談窓口機能の体制整備

**(町民課・保健福祉課・教育未来課・子ども教育課・長寿支援課・社会福祉協議会)**

分野を問わない「お悩み相談会」をはじめ、各分野の相談窓口が受け止めた相談のうち、対応が難しいものや多機関の調整が必要なケースに対して支援を行う総合相談窓口機能のあり方について、継続して検討を進めます。

#### ■ 分野別の相談窓口の連携強化

**(町民課・保健福祉課・教育未来課・子ども教育課・長寿支援課)**

それぞれの窓口寄せられる相談事案について、分野が異なる問題が含まれている場合であっても、適切な支援につなげることができるよう、各相談窓口の情報共有と連携強化に取り組めます。

#### ■ 地域活動の活性化 お茶の間

**(長寿支援課・社会福祉協議会)**

誰もが気軽に参加できる「地域の茶の間」などの通いの場を中心に、住民同士の交流と見守りを促進する取り組みを進めます。地域の茶の間では、食事会やお茶飲みなどの日常的な交流に加え、健康づくり、趣味活動、ミニ講座など、世代に応じた活動を実施し、孤立防止や生きがいづくりに努めます。

#### ■ 地域福祉コーディネーターについて

**(保健福祉課・教育未来課・長寿支援課・社会福祉協議会)**

地域住民と医療・介護・福祉関係者が地域課題について情報交換を行い、地域における見守りや助けあいを促進するための連携体制の構築に取り組むとともに、コーディネーターとの連携体制の強化について検討します。

#### ■ 孤独・孤立の状態にある人への支援

**(保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会)**

すべての町民の社会参加を支援するとともに、ひきこもりなど孤独・孤立の状態にある人に対してはアウトリーチによる相談支援を行い、継続的に社会参加ができるよう支援します。

**目標値**

指標	基準値 2024年度 (令和6年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
包括的な相談支援体制の確立（保健福祉課・教育未来課・長寿支援課）	検討	検討
地域住民と連携して地域課題に取り組む連携体制の構築 （保健福祉課・教育未来課・長寿支援課・社会福祉協議会）	—	検討
地域福祉コーディネーターとの連携体制 （保健福祉課・教育未来課・長寿支援課・社会福祉協議会）	—	検討

町民や地域が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアや趣味、運動などの地域活動に積極的に参加して地域の人とコミュニケーションをとりましょう。</li> <li>● 心配ごとや悩みがあるときは、抱え込まずに相談しましょう。</li> <li>● 課題を抱えた人や孤立した人を見かけたら、民生委員・児童委員や相談窓口につなげてあげましょう。</li> <li>● 近所や地域に住んでいる人に、あいさつや声かけをしましょう。</li> <li>● 地域のお祭りやイベントなどを大切に、多くの人の参加を促しましょう。</li> </ul>

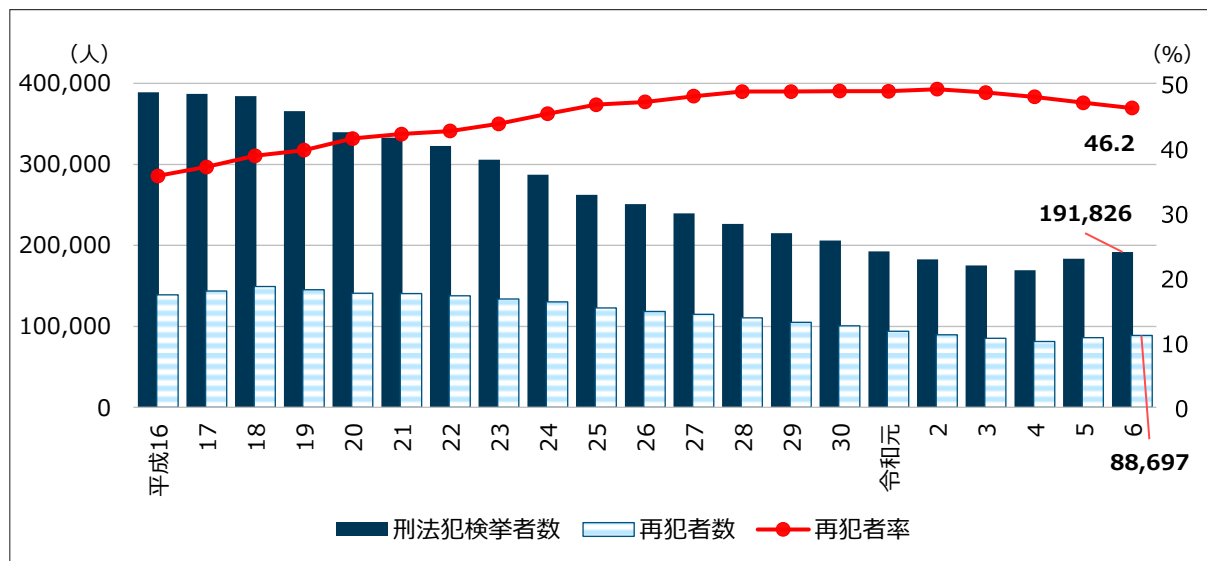
**施策 2-3 配慮を必要とする人への支援**

**現状と課題**

本町の生活保護受給世帯数は横ばいで推移しており、大きな変動はみられません。また、「聖籠町のち支える自殺対策計画」をもとに、誰も自殺に追い込まれない地域づくりを進めており、本町の自殺死亡率は全国平均を下回って推移しています。ただし、新潟県全体では依然として全国平均より自殺死亡率が高い状況が続いており、継続した対策が求められています。

日本における刑法犯の認知件数は、1996（平成8）年以降毎年戦後最多を記録し、2002（平成14）年（285万3,739件）にピークを迎えましたが、以降は減少しているものの、再犯率は上昇傾向が続いたことから、2016（平成28）年12月に、再犯の防止等に関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行されました。再犯防止に向けた地域の支援体制の充実は、本町においても求められる課題です。

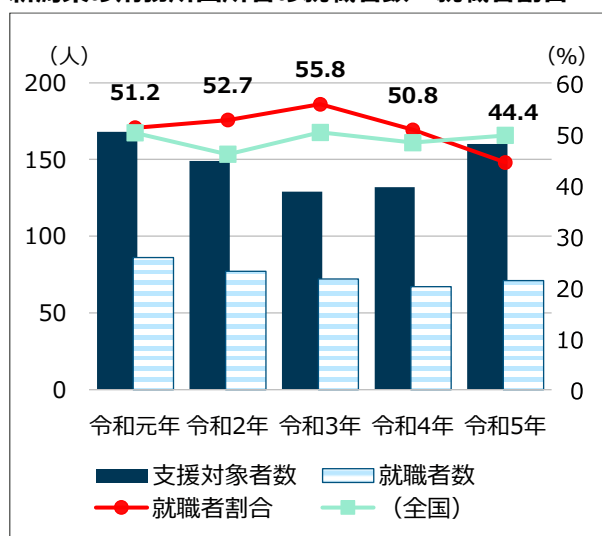
刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率の推移



資料：警察庁の統計

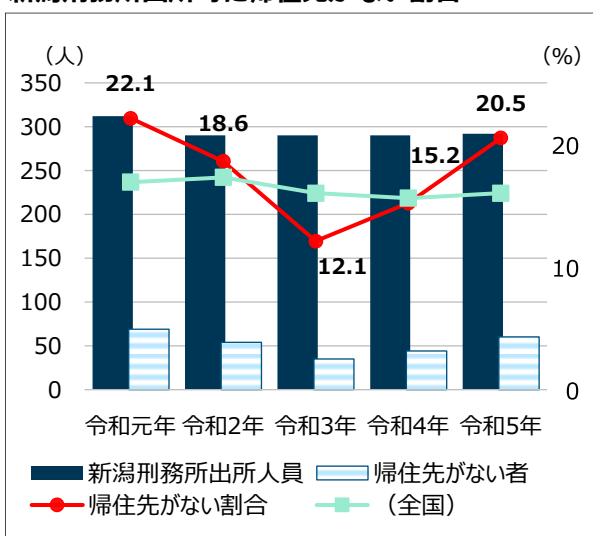
罪を犯した人のなかには、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にある者も多いことから、さまざまな関係機関の連携による支援が必要です。

新潟県の刑務所出所者の就職者数・就職者割合



資料：法務省

新潟刑務所出所時に帰住先がない割合



資料：法務省

地域福祉に関する町民アンケートでは、再犯防止に関する広報・啓発の取り組みである「社会を明るくする運動」を知っている割合が6.5%と低いことが明らかになりました。犯罪をした人の立ち直りにどのような協力をしたいかについては、「わからない」(57.4%)の割合が最も高く、次いで「協力したいと思わない」が18.8%となっています。

犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないようにするためには、地域社会の中で孤立することなく自立した生活を送ることができていることが重要です。就労支援や居住支援といった生活基盤を安定させるための支援と合わせて、地域全体で更生した人の立ち直りを支援し、受け入れる意識を高めていく必要があります。

また、現在本町では4名の保護司が活動しています。保護司とは、法務大臣から委嘱を受

## 第4章 施策の展開

けた非常勤の国家公務員ですが報酬はありません。犯罪や非行をしてしまった人が、法の処分を受けた後、社会に復帰して生活を送るために寄り添い、過ちを繰り返さないよう立ち直りを支援しています。

### 施策の方向性

生活困窮者に対しては、失業や病気、介護など多様な課題に対応するため、経済的支援に加え、貧困の連鎖を断ち切り自立した生活を確保できるよう、包括的な支援を進めます。また、地域での孤立を防ぐため、支援に関する情報周知と早期把握に努めます。

自殺対策については、自殺が多様な社会的要因の積み重ねによる「防ぐことができる死」であるとの認識のもと、国・県・町・近隣市町村・関係団体・民間団体・企業・町民などが連携し、生きることを支える取り組みを総合的に推進します。あわせて、ライフステージに応じたこころの健康づくりを進めます。

再犯防止に向けては、保健医療・福祉サービス等の情報提供を行い、居住支援や就労支援を含む福祉的支援につなげます。保護観察所等の司法関係者や警察、民間団体、保護司などと連携し、地域で孤立させない支援体制の構築を図ります。

保護司をはじめ、更生保護を支える民間ボランティアや団体の活動を「広報せいろう」やホームページで発信し、「社会を明るくする運動」の周知を進め、町民の理解促進と更生・自立支援に向けた意識醸成に取り組みます。さらに、地域団体や関係機関と連携した防犯活動を推進し、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

### 地域福祉を推進する主な取り組み・事業

#### ■ 生活に課題を抱える人を早期発見する体制づくり

(保健福祉課・教育未来課・長寿支援課・社会福祉協議会)

相談しやすい体制づくりに努めるとともに、生活に課題を抱える人を早期に把握できるよう体制整備を図ります。

#### ■ 地域生活の安定に向けた支援の推進

(保健福祉課・教育未来課・長寿支援課・社会福祉協議会)

生活に困窮する本人や家族が必要な支援につながるよう、県での生活困窮者自立支援事業をはじめとした生活支援制度の広報・周知を強化するとともに、不安定な就労状況や住まいの確保の困難さが生活困窮の固定化や再犯の要因となっている現状を踏まえ、居住支援と就労支援について県と連携を図ります。

#### ■ こころの健康づくりの推進

(保健福祉課)

こころの健康についての町民の理解促進に努めるとともに、生きづらさを感じたときにひとりで抱え込まず、町の相談窓口を含めた周りの誰かに相談することの大切さについて周知・啓発していきます。

#### ■ SOS の出し方に関する教育の推進

(教育未来課)

こども園・幼稚園・保育園・小中学校において、自己肯定感やいのちの大切さを土台に、困難やストレスに直面したときに信頼できる大人に助けの声をあげて相談する力を育てます。

### ■ ゲートキーパーの育成 (保健福祉課)

行政や教育機関の職員だけでなく、町民一人ひとりが身近な相談役となるよう、ゲートキーパーの役割を担う人材の養成と拡充を図ります。

### ■ 町民に向けた広報・啓発の実施 (町民課・子ども教育課・教育未来課・社会教育課)

「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する理解促進を図ります。また、小中学校において非行防止を目的とした教育を行うとともに、放課後の居場所づくりをはじめとする子どもたちの健やかな成長を支える取り組みを推進します。

#### 目標値

指標	基準値 2025年度 (令和7年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
生活困窮者自立支援制度を知っている割合 (地域福祉に関する町民アンケート)	12.7%	30.0%
町民向けゲートキーパー養成講座の受講人数 (保健福祉課)	累積 113人 (令和5年度)	累積 450人以上
「社会を明るくする運動」を知っている割合 (地域福祉に関する町民アンケート)	6.5%	15.0%
保護司の数 (町民課) (4月1日現在)	4名	5名

#### 町民や地域が取り組むこと

- ボランティアや趣味、運動などの地域活動に積極的に参加して地域の人とコミュニケーションをとりましょう。
- 心配ごとや悩みがあるときは、抱え込まずに相談しましょう。
- 課題を抱えた人や孤立した人を見かけたら、民生委員・児童委員や相談窓口につなげてあげましょう。
- こころの健康について理解し、ストレスにうまく対処できるようになりましょう。
- 誰ひとり社会的に孤立することがないように地域全体で見守り、支えましょう。
- 再犯防止や更生保護について、関心を持ち、理解に努めましょう。
- 地域で開催される「社会を明るくする運動」に参加してみましょう。
- 地域による見守り活動など、自分たちでできる防犯対策に取り組みましょう。

## 3 誰もが支えあうまちづくり

### めざす姿

誰ひとり取り残されることなく、地域のなかで支えあって暮らしています。

### 施策 3-1 地域における交流の促進と孤独・孤立の防止

#### 現状と課題

本町では、子どもや子育て世帯、高齢者といった分野別の個別計画に基づき、年齢や属性に応じた地域の居場所づくりや社会参加の促進に努めてきました。また、すべての町民を対象とした「聖籠町生涯スポーツ推進計画」などの取り組みを通じて町民の社会参加の促進を図っています。

秋の聖籠町文化祭やせいろ町スポレク祭など、幅広い世代の町民が交流するイベントを実施しているほか、地域のお茶の間（サロン）などの交流活動を支援しています。

前期計画では、地域の行事に参加している子どもの割合を「町民参加でつくる地域福祉」の評価指標としていました。数値の出典である全国学力・学習状況調査の調査票が変更されたため、2024（令和6）年度以降のデータはありませんが、目標値は達成できませんでした。

#### 地域の行事に参加している割合

指標		基準値				目標値
		2019年度 (令和元年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)
地域の行事に 参加している割合	小学生	56.3%	49.6%	41.8%	34.6%	80.0%
	中学生	19.7%	15.3%	24.8%	19.5%	40.0%

出典：全国学力・学習状況調査

## 施策の方向性

収入の有無にかかわらず、趣味やボランティア活動、健康づくり活動などを通じて地域とつながり、役割を持って活動することは生きがいの形成につながります。一方で、社会的孤立は、生活困窮や心身の不調など生活の質の低下につながるリスクがあるため、これまで取り組んできた社会参加の促進に加え、身近な場所で気軽に過ごせる居場所づくりを進め、町民やNPO、民間団体の主体的な活動を支援します。

ひきこもりや8050問題\*など制度の狭間にある課題については、本人・世帯に寄り添った包括的な支援を行います。また、多様な住民が交流できる場として外国人住民との交流イベントを実施し、文化理解の促進や地域の一体感の醸成を図ります。

交流の機会となるイベントについては、幅広い世代に届くように広報の方法を検討するとともに、外国人や障がいのある人、働き盛り世代など参加しにくい人への配慮を強化します。

こども園・幼稚園・保育園や学校を中心として、子どもたちが地域の大人と関わる機会を広げ、学びの支援に加えて、防犯・防災面での効果も期待できる地域のつながりを強化します。さらに、地域のお祭りや防災訓練、清掃活動などの交流行事を活性化するため、自治会・町内会への加入促進と担い手の負担軽減に向けた支援に取り組みます。

## 地域福祉を推進する主な取り組み・事業

### ■ 子ども・子育て世帯の居場所づくり (子ども教育課・社会教育課)

乳幼児を育てる世帯が社会的に孤立することがないように、子育て親子の交流等を促進する子育て支援センター「すくすくサロンさくらんぼ」で、子育てについての相談、情報提供、助言などを行うほか、就学後の子どもの居場所として放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図ります。

また、屋内遊び場施設を設置し、子どもたちが天候に左右されず、思いきり体を動かし、保護者も安心して見守れる心地よい居場所づくりを推進します。

### ■ 居場所づくりへの支援 (保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会)

高齢者の社会参加と地域のつながりを促進するため、老人クラブの活動や地域の茶の間(サロン)などの通いの場づくりを支援するとともに、地域や民間団体が運営する住民の交流拠点についても、活動場所の提供や情報発信などを通じて身近な居場所づくりを推進します。

### ■ スポーツ・健康づくりを通じた居場所づくり (社会教育課・保健福祉課・長寿支援課)

スポーツサークルや地域クラブ活動、介護予防教室など、スポーツや健康づくりのための活動を支援し、活性化を図ります。

### ■ 孤独・孤立の状態にある人への支援(再掲) (保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会)

すべての町民の社会参加を支援するとともに、ひきこもりなど孤独・孤立の状態にある人に対してはアウトリーチによる相談支援を行い、継続的に社会参加ができるよう支援します。

\* 8050問題：無業あるいはひきこもりの状態が長期化して中高年となった子どもを、高齢化して要介護や医療のニーズが高くなった親が少なくなった収入で支え続け、生活困窮に陥る問題。80代の親と50代の子どもの組み合わせによる生活問題であることから8050問題という。

## 第4章 施策の展開

### ■ 世代間交流

(産業観光課・社会教育課)

毎年開催される「聖籠秋まつり」「弁天湯観桜会」などを通じて、誰もが多世代で集い交流する機会をつくっています。秋祭りの文化祭では、芸能歌謡祭や作品展示など多様な催しが行われ、住民同士が自然に声を掛けあいながら地域文化に触れることができます。こうした行事を通じて、世代を超えたつながりを育み、地域への愛着と支えあいの関係づくりに努めます。

### ■ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

(教育未来課・社会教育課)

学校の運営を支える「PTA」「学校運営協議会」「地域学校協働本部」などの組織・団体の役割を明確化し、それぞれの活動について支援します。

協働体制の基盤づくりのために、学校運営協議会と地域学校協働本部を両輪とした連携を推進します。

### ■ 自治会・町内会活動の活性化

(総務課・保健福祉課・長寿支援課・生活環境課)

役員や会員の高齢化、担い手不足、加入率の減少等、共通の課題があるなか、地域における活動を活性化させるため、出張講座の実施や自治会・町内会活動の情報発信などの支援を行います。

### 目標値

指標	基準値 2024年度 (令和6年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
放課後子ども教室の数(令和8年度から社会教育課)	3か所	3か所
地域の茶の間(サロン)の数(長寿支援課・社会福祉協議会)	14か所	18か所
老人クラブの数と会員数(長寿支援課・社会福祉協議会)	14クラブ 692人	14クラブ 692人
任意体操グループの数(長寿支援課)	22か所	24か所
地域学校協働本部における総活動数のうちで実現できた割合(社会教育課)	100.0%	100.0%
学校運営協議会の開催回数(教育未来課)	27回	20回

### 町民や地域が取り組むこと

- お祭りや見守り隊、ボランティアや趣味、運動などの地域活動に積極的に参加しましょう。
- 自分にできることで地域に貢献する気持ちを持ちましょう。
- 町や地域の行事には、周りに声かけをして積極的に参加しましょう。
- 自治会・町内会に加入しましょう。
- 地域の茶の間(サロン)を開催するなど、地域住民が交流できる機会をつくりましょう。

## 施策 3-2 町民の支えあい活動の活性化

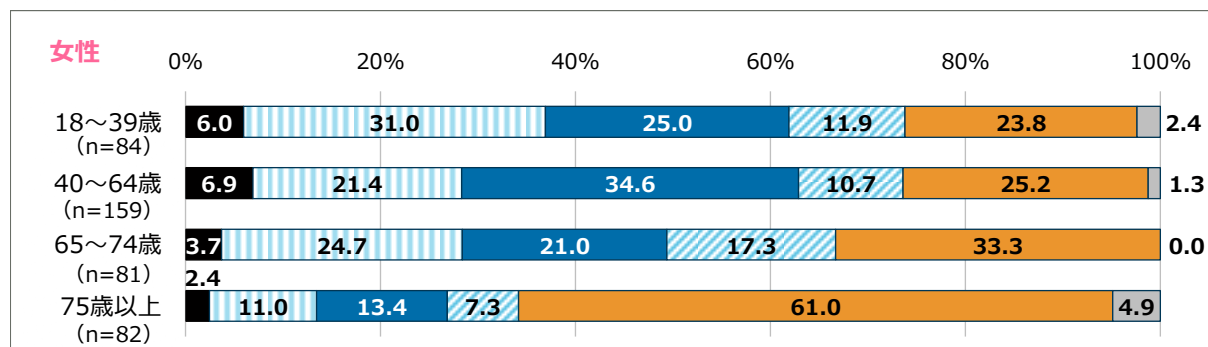
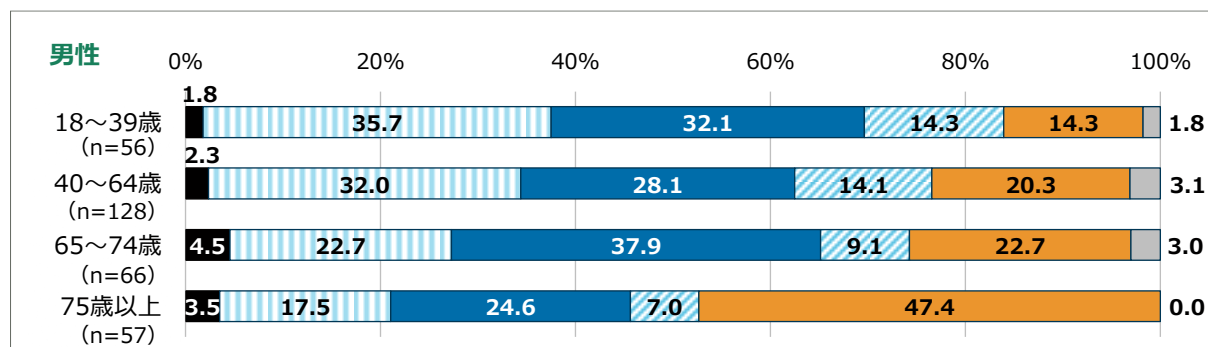
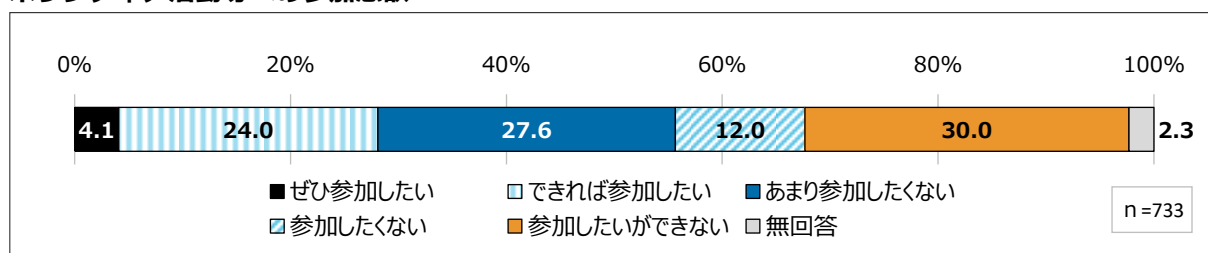
### 現状と課題

地域のなかでは、自治体・町内会のほか、地域クラブ活動や生涯学習活動団体（サークルなど）、子育てサークル、老人クラブ、ボランティア活動団体など、さまざまな団体が活動しています。

地域福祉に関する町民アンケートでは、ボランティア活動や地域活動をしている割合は13.2%となっています。

今後ボランティア活動や地域活動をしたいかについて、「ぜひ参加したい」と回答した割合は4.1%にとどまっている一方、「参加したくない」は12.0%で、「あまり参加したくない」と合わせると39.6%となっています。性別・年齢別にみると、男性・女性ともに年齢が上がるほど「参加したいができない」という割合が高くなっていますが、すべての年齢層で女性のほうが男性よりその割合が高くなっています。

### ボランティア活動等への参加意欲



## 第4章 施策の展開

ボランティア活動や地域活動をしたくない、できない理由は、「忙しい、時間がない」(49.8%)の割合が最も高く、次いで「高齢であるなど健康上の理由」(37.6%)となっています。

地域のなかでボランティア活動をしていくために必要な条件としては、「時間的ゆとり」(61.9%)の割合が最も高く、次いで「健康であること」(56.2%)となっています。

### 施策の方向性

町民や外国人住民と一緒に参加できる各国の食イベントを実施し、食文化を通じた交流の輪を広げます。同じ趣味や関心を持つ住民による活動団体の活性化を支援し、地域に多様なつながりが存在することで、互いに「気にかける」関係を育む地域づくりを推進します。

そのため、①地域活動の層を増やす・強くする、②活動団体の「気かけ力」を高める、③活動同士を結びつける取り組みを進めます。これらの取り組みにより、行政支援が届かない場面でも住民同士が自然に支えあえる地域づくりを推進します。

また、知識・技術・資格などを生かした住民のボランティア参加を促進するため、「広報せいろう」やホームページ等でボランティア情報を積極的に発信します。「時間がない」「健康に不安がある」などの状況でも参加しやすい活動を紹介し、「これならできる」と思えるようなボランティアの募集とニーズのマッチングを進めます。

さらに、ボランティアセンターが設置されている社会福祉協議会をはじめ町民活動団体によるボランティア活動について、連携・協働によりその活動の充実を支援します。

### 地域福祉を推進する主な取り組み・事業

#### ■ 「社会教育だより」の発行 (社会教育課)

地域における社会教育活動の情報発信を強化し、町民の学びと交流を促進するため、「社会教育だより」を定期的に発行します。社会教育事業や講座、地域活動の紹介を行うとともに、町民が主体的に参加できる機会を提供します。特に、子ども・子育て支援や高齢者の生きがいづくり、地域福祉の推進に関する取り組みを広く周知し、地域全体で支えあう意識の醸成を図ります。

#### ■ 生涯学習の推進 (社会教育課)

人生を豊かにする生涯学習についての周知・啓発を進めるとともに、文化・芸術活動、スポーツ活動、趣味のサークル活動などに活動に参加するきっかけとなる講座や体験教室を実施するなど、町民の生涯学習活動を支援します。

#### ■ 町民活動・ボランティア支援 (社会教育課・社会福祉協議会)

ボランティア活動の情報を掲載した「ボラネット広報誌」や各種広報紙、ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、ボランティア活動の状況や募集情報を発信します。また、NPO法人や自主的なボランティア団体など町民活動団体の情報発信を支援し、活動の活性化と新規参加者の確保につなげます。

### ■ 社会福祉協議会との連携・協働の推進 (保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会)

地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会と行政、関係機関、住民が協働し、定期的な連絡会議の開催による情報共有と課題解決に向けた協議を行うとともに、見守り活動や生活支援サービス、ボランティア育成などの協働事業を推進します。

### ■ 聖籠さわやかクリーンサポート事業 (ふるさと整備課)

町民や事業所と町が協働で進める新しい環境美化への取り組みとして、道路、公園・緑地などの公共施設を管理するボランティア団体を募集し、地域活動団体の育成および環境美化の推進を図ります。

### ■ 生活支援体制整備事業(再掲) (保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会)

高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の支えあい体制を構築するため、関係機関や町民との協議の場を設置し、ニーズ把握とサービス資源の発掘・調整を行います。

## 目標値

指標		基準値 2025年度 (令和7年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
「社会教育だより」の発行回数(社会教育課)		12回 (令和6年度)	12回
社会の役に立ちたいと思う児童・生徒の割合 (子どもの生活に関する実態調査で、社会の役に立ちたいかについて「そう思う」「どちらかというと思う」と回答する割合)	小学5年生	76.1%	80.0%
	中学2年生	71.2%	75.0%
ボランティア活動や地域活動をしている・したい割合 (地域福祉に関する町民アンケートでボランティア活動や地域活動に「参加している」・今後ボランティア活動や地域活動をしたいかについて「ぜひ参加したい」「できれば参加したい」と回答する割合の合計)		41.3%	50.0%
ボランティアセンターに登録している団体と個人の数(社会福祉協議会)		2団体 36人	8団体 70人
聖籠さわやかクリーンサポート事業に登録している団体数 (ふるさと整備課)		42団体	47団体

## 町民や地域が取り組むこと

- 興味や関心を持った地域のイベントや活動に積極的に参加しましょう。
- 自分たちの活動について積極的に情報発信し、地域の人たちの参加による交流を図り、活動の拡大と新規加入を促進しましょう。
- ボランティアについての情報に関心を持ち、できることがあったら参加してみよう。
- 地域の住民一人ひとり、ボランティア、団体がつながりを持ち、協力して地域の課題解決に取り組みよう。

## 施策 3-3 地域福祉の担い手の確保・育成

### 現状と課題

社会資源とは、地域に存在する支援やサービス全般を指します。制度に基づき公的機関や専門職が提供する介護保険サービス、障がい福祉サービス、医療・保健サービス、地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援などは「フォーマルな資源」とされます。一方、家族や近隣住民、友人、民生委員・児童委員、地域活動団体、ボランティア、NPO 法人、地域の施設・設備など、制度外で支えあいに関わるものは「インフォーマルな資源」と呼ばれます。

近年、生活様式の変化や人口減少・少子高齢化の進行により、行政サービスだけでは解決が難しい複雑な課題や、制度だけでは対応しきれない問題が増えています。このため、相談窓口で把握した課題に対し、行政のサービスに加え、地域の支えあいの仕組みや活動も組み合わせ活用できる体制を整えていくことが重要となっています。

本町では、認知症サポーター養成講座やゲートキーパー講座、手話講座などを実施し、地域の担い手育成に取り組んでいます。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会など、地域福祉を支える活動団体と連携し、活動の安定した運営に向けた支援を行っています。

しかし、住民ニーズの多様化・複雑化に対して、地域の資源のさらなる活性化や、連携強化が課題となっています。

### 施策の方向性

高齢者の在宅生活支援や子育て世帯支援、地域の交流の場づくりなど、多様な社会資源を町民が探しやすい活用できるよう、民間事業者・NPO 法人・ボランティア・地域活動団体などの社会資源を把握し、わかりやすく整理して情報提供を行います。情報発信を通じて、町民が地域福祉への関心を高め、地域活動団体が本来の活動に加えて地域でできることを自主的に広げ、新たな社会資源に発展していくことをめざします。

また、次世代を担う子どもたちの思いやりや地域への愛着を育むため、総合的な学習の時間等を活用した福祉教育や職場体験学習を関係機関と協働して進めます。あわせて、認知症や障がいへの理解を深める学習会や、ボランティア活動を促すイベントを開催し、町民の地域福祉への理解と参加を広げます。

さらに、ホームページや SNS 等を活用し、町内で行われている地域活動を分かりやすく紹介することで、町民の参加意欲を高めます。地域福祉活動団体との連携を強化し、ボランティア団体や町民活動団体との交流と情報共有を促し、それぞれの強みを生かした協働体制をつくるとともに、活動団体の継続的な運営を支援します。

## 地域福祉を推進する主な取り組み・事業

### ■ 地域福祉の担い手育成・連携強化 (保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会)

地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、実践的な内容や事例共有の場を設けることで、活動の質の向上と継続性を支えるとともに、地域における担い手不足の解消をめざします。

### ■ 地域活動やボランティア活動の情報提供 (保健福祉課)

広報紙や町ホームページ、SNS を活用して、イベント案内や募集情報、活動事例の紹介を行い、参加のきっかけづくりを促進します。

### ■ 地域福祉活動団体との連携強化や交流促進 (保健福祉課・町民課・社会福祉協議会)

社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、赤十字奉仕団、保護司会など既存団体との協働を深め、情報共有を図ります。

## 目標値

指標	基準値 2024年度 (令和6年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
認知症サポーター養成講座の実施回数と参加者数（長寿支援課）	5回 186人	10回 290人
手話講座の実施回数と参加者数（保健福祉課）	1回 18人	2回 30人

### 町民や地域が取り組むこと

- 興味や関心を持った地域のイベントや活動、講座や研修会に積極的に参加しましょう。
- ボランティアについての情報に関心を持ち、できることがあったら参加してみましょう。
- 自分たちの活動について積極的に情報発信し、地域の人たちの参加による交流を図り、活動の拡大と新規加入を促進するとともに、ボランティアや団体がつながりを持ち、協力して地域の課題解決に取り組みましょう。
- 自分にできることで地域に貢献する気持ちを持ちましょう。
- 地域活動を次世代へとつなげていきましょう。

## 4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

### めざす姿

誰もがお互いを思いやり、地域のなかで安心して暮らしています。

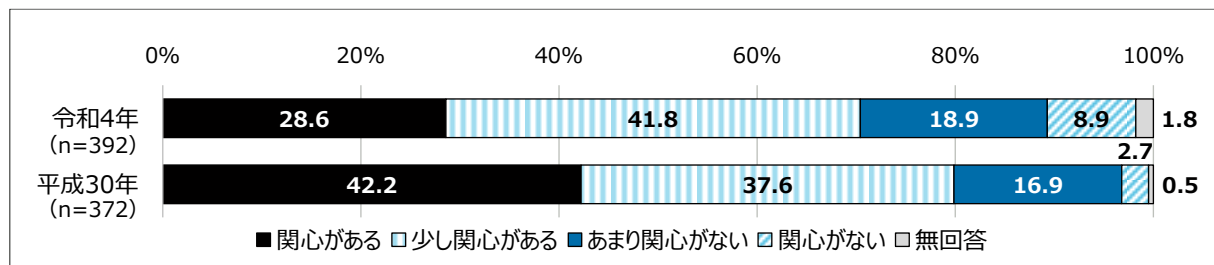
#### 施策 4-1 権利擁護の促進

##### 現状と課題

本町では、「聖籠町人権教育・啓発推進計画」に基づき、誰もが自分らしく生きることのできるまちの実現をめざして、町民一人ひとりが差別や偏見に真摯に向きあい、人権について深く学び、考え、実践していけるよう、すべての世代を対象に、それぞれのライフステージに応じた人権教育と啓発を推進しています。

2022（令和4）年に行った人権に関する住民意識調査では、人権について「関心がある」（28.6%）と「少し関心がある」（41.8%）を合わせた割合（70.4%）は2018（平成30）年の前回調査より9.4ポイント低くなっている一方で、「関心がない」「あまり関心がない」はどちらも増加していました。

##### 人権への関心



本町では、子どもや高齢者、障がいのある人など社会的弱者への虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）等の犯罪行為などの早期発見、早期対応のため、相談窓口を設置しているほか、保健・医療、福祉、学校、民生委員・児童委員などの関係機関等と連携して、町民の意識啓発や見守りによる未然防止のための取り組みを推進しています。

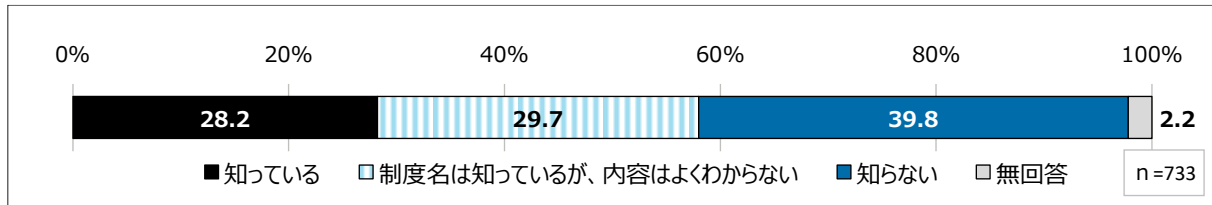
本町では、判断能力が十分でない認知症高齢者や障がいのある人等の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度の利用を進めるとともに、成年後見制度の利用にあたって、費用負担が困難な場合、成年後見制度利用支援事業を実施し、成年後見制度の利用促進を図っています。

地域福祉に関する町民アンケートでは、成年後見制度について約4割（39.8%）の人が「知らない」と回答しており、知っている（28.2%）人より多い状況です。

虐待やDVの早期発見・早期対応に向けた相談窓口や関係機関との連携体制は整備されているものの、地域全体としての虐待防止に向けた意識啓発や見守りの担い手の拡大が十分とはいえず、支援につながるケースにばらつきがあることが課題となっています。

また、虐待・権利侵害の背景には、孤立や貧困、精神保健上の問題など複合的な要因がある可能性が高いため、相談窓口間の情報共有や関係機関との連携を一層強化し、課題を早期に把握して切れ目なく支援につなぐ体制づくりが必要となっています。

### 成年後見制度の認知度



### 施策の方向性

他者を思いやり、助けあいながら生きる力を育むため、地域社会と教育機関が連携し、子どもが高齢者や障がいのある人との交流やボランティア体験を通して人権教育・福祉教育を深める取り組みを進めます。すべての住民に対し、年齢・性別・障がい・国籍などにかかわらずお互いの個性や価値観の違いを認めあい、誰もが差別、排除されることなく、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

虐待やDVなどの人権侵害の未然防止に向けて、意識啓発と相談窓口の充実を図り、関係機関との連携を強化して早期発見・早期対応につなげます。虐待が発生した場合には、被虐待者だけでなく、家族への支援も行います。

判断能力が十分でない人が不利益を受けないよう、成年後見制度に関する周知・啓発を進めるとともに、相談窓口や地域連携ネットワークを整備し、必要な支援へつなげる体制を構築します。さらに、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づき、本人の意思を尊重した権利擁護支援を推進します。

また、制度利用者の増加が見込まれる中で、今後の制度利用者の増加が見込まれるなか、後見人として選任することができる地域の専門職の人数には限りがあります。地域福祉に関する町民アンケートでは、後見人になってもらいたい人として、「配偶者や子供などの親族」(66.7%)の割合が「弁護士や司法書士などの専門職」(19.4%)を大きく上回っています。障がいのある人が親亡き後も安心して地域で暮らせるよう、成年後見制度や地域の支援体制の活用促進に努めます。

## 地域福祉を推進する主な取り組み・事業

---

### ■ 学校における人権教育・福祉教育の推進（再掲）

（教育未来課・長寿支援課・社会福祉協議会）

学校を人権教育・啓発の重要な基盤と位置づけ、地域や関係機関と連携しながら、高齢者や障害のある人との交流や体験的な学びを通じて、子どもが個人の尊厳や多様性への理解を深めることを目指します。これらの取組により、支える側・支えられる側という関係性を超え、すべての人が排除されることなく、その人らしく地域で暮らすことができる共生社会の実現につなげます。

### ■ 生涯を通じた人権教育の推進

（町民課・保健福祉課）

すべての町民が人権を尊重し、差別や偏見のない社会を築くため、ライフステージに応じた人権教育を推進します。

### ■ 虐待防止のための意識啓発

（保健福祉課・長寿支援課・教育未来課）

町民一人ひとりが人権尊重の意識を高める啓発活動を推進します。

### ■ 福祉関係者への研修の実施（保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会・教育未来課）

虐待防止や人権尊重、相談対応、見守り活動の方法、地域課題への対応力などを学び、専門性と実践力を向上させます。

### ■ 成年後見制度の周知・啓発

（保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会）

判断能力が不十分な人の権利を守り、安心して暮らせる地域づくりを進めるため、広報紙やホームページ、SNS を活用した情報発信に加え、講演会や相談会を開催し、制度のしくみや利用方法をわかりやすく周知・啓発します。

### ■ 地域連携ネットワークの構築

（町民課・保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会・教育未来課）

定期的な情報共有会議や協議の場を設置し、地域課題の把握と解決に向けた連携体制を強化します。

## 目標値

指標	基準値 2025年度 (令和7年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
人権教育・福祉教育に関する交流・体験学習を実施した学校の割合 (教育未来課)	100.0% (令和6年度)	100.0%
人権に関心がある割合 (人権に関する住民意識調査で「関心がある」「少し関心がある」と回答する割合)	70.4% (令和4年度)	85.0%
地域連携ネットワーク体制の整備 (保健福祉課・長寿支援課)	—	設置 (令和11年度)
成年後見制度を知っている割合 (地域福祉に関する町民アンケート)	28.2%	50.0%

## 町民や地域が取り組むこと

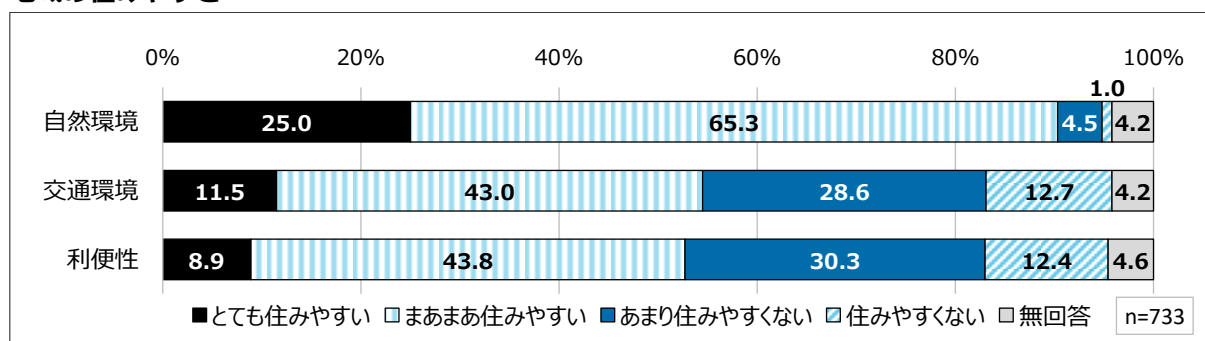
- 人権について「わが事」として関心を持ちましょう。
- 障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、相手を理解し、尊重し、行動するよう努めましょう。
- お互いに支えあい、助けあう意識を持って、住みやすい地域をつくっていきましょう。
- 虐待の可能性や支援を必要とする人に気づいたら、民生委員・児童委員や相談窓口に連絡しましょう。
- お互いに声をかけあい、虐待が発生しにくい地域にしましょう。
- 成年後見制度について理解しましょう。
- 自身の判断力がなくなったときのことについて、家族と話しあっておきましょう。
- 認知症などによる判断能力の低下がみられ、支援が必要な人に気づいたときは、支援につなげていきましょう。

## 施策 4-2 暮らしやすい生活環境の整備

### 現状と課題

地域福祉に関する町民アンケートでは、現在住んでいる地域の住みやすさについて、自然環境に関しては住みやすい（「とても住みやすい」と「まあまあ住みやすい」の割合の合計）とする割合が90.3%と高くなっているのと比較して、交通の便や道路環境といった交通環境に関しては54.5%、お店や公共施設など生活の利便性に関しては52.7%にとどまっています。

### 地域の住みやすさ



公共施設や道路のバリアフリー化を計画的に進めており、誰もが利用しやすい環境整備を図っています。一方で、移動が困難な人にとっては外出そのものが負担となる場合も多く、外出機会を確保する仕組みや移動手段の充実など、移動支援の強化が課題となっています。

また、生活困窮者や高齢者、障がいのある人、子育て家庭などの住宅確保要配慮者に対しては、県の生活困窮者自立支援事業にて、住まいの確保や生活の安定に向けた支援を行っており、高齢者および障がいのある人の住宅改修費助成や障害者住宅整備資金の貸付などがあります。しかし、人口減少や高齢化の進行により、住まいの確保支援や安全な居住環境の整備ニーズは今後さらに増えることが見込まれることから、県との連携強化を図り、支援していく必要があります。

### 施策の方向性

今後も、すべての人が暮らしやすい地域社会の実現に向け、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めます。補助犬の受け入れや合理的配慮についても、町民の理解促進に向けた啓発を行います。

人口が減少していくなか、買い物や通院、地域活動への参加を支える移動手段の確保が重要となるため、AI (Artificial Intelligence: 人工知能) や ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) などのデジタル技術、ボランティアなどの活用を含め、新たな移動支援のあり方を検討します。

また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援と就労支援について県や関係機関と連携を図ります。空き家や不衛生な住宅（いわゆるゴミ屋敷など）については、個々の状況に応じて柔軟に対応します。

## 地域福祉を推進する主な取り組み・事業

### ■ ユニバーサルデザインの推進

(ふるさと整備課)

誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざし、公共施設や交通機関、情報発信において、施設の段差解消や案内表示の改善、音声・点字・多言語対応など、利用しやすい環境整備を進めます。

### ■ 交通手段の利便性向上

(保健福祉課・長寿支援課・社会福祉協議会)

誰もが安心して移動できるよう、地域団体や交通事業者と連携し、送迎ボランティアの育成や移動支援サービスの充実を進め、交通弱者を支える体制を強化します。

### ■ 地域生活の安定に向けた支援の推進(再掲)

(保健福祉課・教育未来課・長寿支援課・社会福祉協議会)

生活に困窮する本人や家族が必要な支援につながるよう、県での生活困窮者自立支援事業をはじめとした生活支援制度の広報・周知を強化するとともに、不安定な就労状況や住まいの確保の困難さが生活困窮の固定化や再犯の要因となっている現状を踏まえ、居住支援と就労支援について県と連携を図ります。

## 目標値

指標		基準値 2025年度 (令和7年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
現在住んでいる地域の住みやすさ (地域福祉に関する町民アンケートで「とても住みやすい」「まあまあ住みやすい」と回答する割合)	交通環境	54.5%	70.0%
	利便性	53.7%	70.0%

### 町民や地域が取り組むこと

- 地域で困っている人に気づいたら声かけやサポートを行いましょう。
- ユニバーサルデザインや合理的配慮について理解に努めましょう。
- 病院への送迎や買い物支援など、地域での身近な助けあいについて考えてみましょう。
- 自分の住む住宅について高齢者や障がいのある人となったときのことを意識しましょう。
- 高齢者や障がいのある人向け住宅などの計画がある場合は説明会に参加し、理解を深めましょう。

## 施策 4-3 防災・交通安全・防犯体制の強化

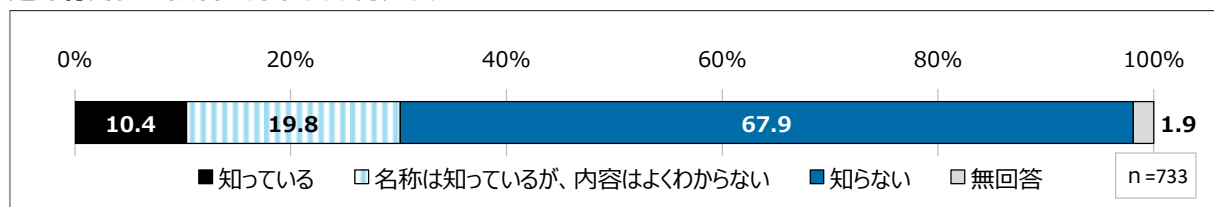
### 現状と課題

本町では、聖籠町地域防災計画を策定し、防災対策や災害時の応急対策などについて定めるとともに、防災教育や防災訓練に取り組んでいます。

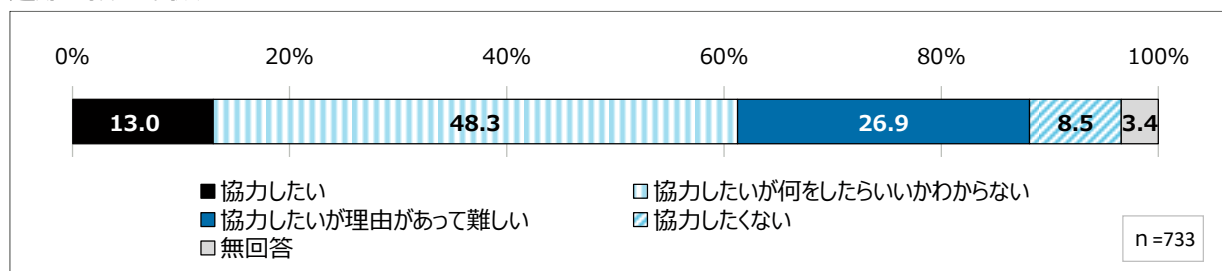
地域福祉に関する町民アンケートでは、現在住んでいる地区の災害時の避難場所を知っている割合(79.1%)は高いですが、40歳未満の若年層では認知度が低く、「知らない」(16.4%)と「名称は知っているが場所はわからない」(8.6%)を合わせると25.0%となっています。

また、避難行動要支援者登録制度(登録名簿)の認知度(10.4%)は低く、災害時、避難行動要支援者の避難支援に協力できるかについても、「協力したいが何をしたらいいかわからない」(48.3%)の割合が「協力したい」(13.0%)を大きく上回っている状況です。

#### 避難行動要支援者登録制度の認知度



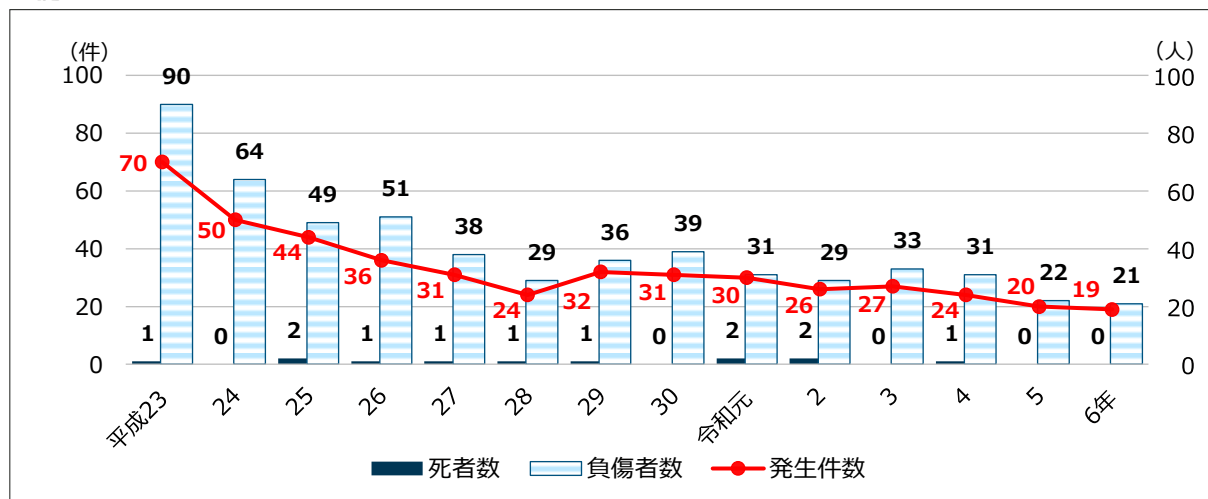
#### 避難支援への協力



交通安全については、「聖籠町交通安全基本計画」のもと、毎年度「聖籠町交通安全対策基本方針」を定め、本計画・方針に基づき、交通安全対策事業を展開しています。

本町の交通事故発生件数は全国・新潟県と同様に減少傾向にあります。高年齢者が関与する事故の割合が依然として高く、高年齢者の交通安全対策の強化が課題となっています。

## 聖籠町の交通事故発生件数



資料：新潟県交通年鑑

防犯については、「聖籠町安全で安心なまちづくり条例」のもと、警察など関係機関と協力し、犯罪の防止と町民の防犯意識の高揚を図る防犯事業を実施しています。

近年は、電話やSNSを使った特殊詐欺、いわゆる闇バイトによる強盗事件など、住んでいる地域に関係なく犯罪の被害に遭遇する事案が増加しています。

また、犯罪被害にあわれた人への途切れない支援の提供体制が求められています。

### 施策の方向性

大規模災害時の被害を最小限に抑えるため、地域住民同士の支えあいを重視し、顔の見える関係づくりと防災意識の向上を進めます。自治会や学校において防災出前講座を実施するほか、町イベントでの防災啓発コーナーの設置や各種防災セミナーの開催を計画します。また、防災関係機関と連携した町民参加型の総合防災訓練や町民主体型のまちなか防災訓練、町民を交えた避難所開設・運営訓練を含む実践的な防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の活動を支援し、避難行動要支援者に対する地域の見守り体制を強化します。

災害時には、防災行政無線、聖籠町公式LINEおよびX、エリアメール（緊急速報メール）など、多様な手段で迅速かつ確実に情報を伝達します。

交通安全については、町民一人ひとりが交通ルールを遵守する意識を育むため、こども園や小中学校・自動車学校などと連携し、ライフステージに応じた交通安全教室を行い、誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育みます。また、幹線道路から生活道路まで、安全に配慮した道路交通網の整備を進めます。

防犯対策としては、学校教育と連動し、警察と協力した防犯訓練・防犯教室を実施します。特殊詐欺や闇バイト被害防止の啓発に取り組むほか、防犯灯の整備や防犯パトロールの実施など、住民同士のつながり強化などにより、地域ぐるみの防犯体制を整え、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

## 地域福祉を推進する主な取り組み・事業

### ■ 防災教育の実施 (生活環境課)

災害時における地域住民の安全確保と福祉的支援を目的に、自治会や学校と連携し防災出前講座を実施するほか、町イベントでの防災啓発コーナーの設置や各種防災セミナーを開催し、町民の防災意識の啓発を図ることで、地域防災力の向上を図ります。

### ■ 防災訓練の実施 (生活環境課)

防災関係機関と連携した町民参加型の総合防災訓練や町民主体型のまちなか防災訓練を実施し、町民の防災意識の啓発や共助力の向上を図ります。また、町民も交えた避難所開設・運営訓練を含む実践的な防災訓練を実施し、災害時に的確な行動が取れる体制を整えます。

### ■ 避難行動要支援者支援体制の構築 (生活環境課・保健福祉課)

避難行動要支援者名簿の整備と情報共有を進め、配慮が必要な人を地域で見守り支えるしくみを構築します。

### ■ 避難所の整備 (生活環境課・保健福祉課)

バリアフリー化や福祉避難所の確保、要配慮者に対応した設備の充実を図るとともに、避難所運営マニュアルや避難生活に必要な防災資機材の整備を進めることにより、避難生活における良好な生活環境の確保を推進します。

### ■ 交通安全教育の推進 (生活環境課)

町民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、交通事故防止と安全な生活環境の確保を目的に、ライフステージに応じた交通安全教室をこども園・幼稚園・保育園や小中学校、高齢者向けに関係機関と連携して実施し、交通ルール遵守の意識を醸成します。

### ■ 交通安全に関する普及啓発活動 (生活環境課)

広報紙やホームページ、SNSを活用した情報発信に加え、交通安全ポスターやチラシの配布などを通じて、町民の交通安全意識を高めます。また、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室や講習会といった啓発イベントに関係機関と連携して実施し、地域全体で交通事故ゼロをめざす体制を構築します。

### ■ 犯罪に関する情報提供 (生活環境課)

警察や防犯協会と連携し、特殊詐欺や侵入盗などの最新の犯罪手口や防犯対策に関する情報を共有し、啓発活動を強化します。

### ■ 犯罪被害者等支援の実施 (生活環境課)

見舞金の支給や保健医療・福祉サービスの提供など、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう必要な支援を実施するとともに、犯罪被害者等の尊厳、置かれている状況及び支援の必要性など周囲の理解を深めることで、その権利利益の保護を図り、安心して暮らせる地域社会の形成を促進します。

## 目標値

指標		基準値 2025年度 (令和7年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
職員防災訓練の実施回数（生活環境課）		1回	1回
総合防災訓練・まちなか防災訓練の実施回数と参加人数（生活環境課）		1回 1,872人	1回 2,000人
自主防災組織の数（生活環境課）		36団体	36団体
交通事故の発生件数と死者数（生活環境課）		19件 1人	減少 0人
交通安全教室実施回数と参加者数 (生活環境課)	こども園・幼稚園・保育園 (園児) (保護者)	36回 850人 452人	増加
	小学校 (児童) (保護者)	18回 866人 444人	増加
	中学校	3回 427人	増加
	高齢者	8回 215人	増加
	企業・団体（障がい者）	2回 16人	増加
セーフティドライビングスクールの実施回数と参加者数（生活環境課）		1回 26人	増加
防犯教室の実施回数と参加者数（生活環境課）		5回 378人	増加

## 町民や地域が取り組むこと

- 防災訓練に参加しましょう。
- 災害時の家族の連絡方法や避難場所を決めておきましょう。
- 非常持出袋の準備や医薬品・飲料水等の備蓄をしておきましょう
- 災害時には近隣同士で安否確認や声をかけあい避難しましょう。
- 交通ルールを守り、交通安全を心がけましょう。
- 交通安全に関する適切な情報を共有しましょう。
- 通学路の安全確保のため、見守りや声掛けを行いましょう。
- 犯罪から身を守るための知識を身につけましょう。
- 地域の安全のために、日頃から見守りの意識を持ちましょう。
- 防犯に関する適切な情報を共有しましょう。

# 第5章 計画の推進

## 1 推進体制

地域福祉の推進のためには、行政だけでなく、住民、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、民間企業など多様な主体がそれぞれの力を生かし、連携して取り組みを進めていく必要があります。

定期的な連絡会議、多機関協働事業、地域の協議の場の整備など、協働による取り組みを円滑にする支えあいネットワークの構築に取り組んでいきます。

また、社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置づけられており、本計画の実施計画となる「地域福祉活動計画」を策定し、地域の特性に応じた地域福祉の推進に取り組んでいます。地域福祉を進めるための基盤として、聖籠町社会福祉協議会との連携を強化していきます。

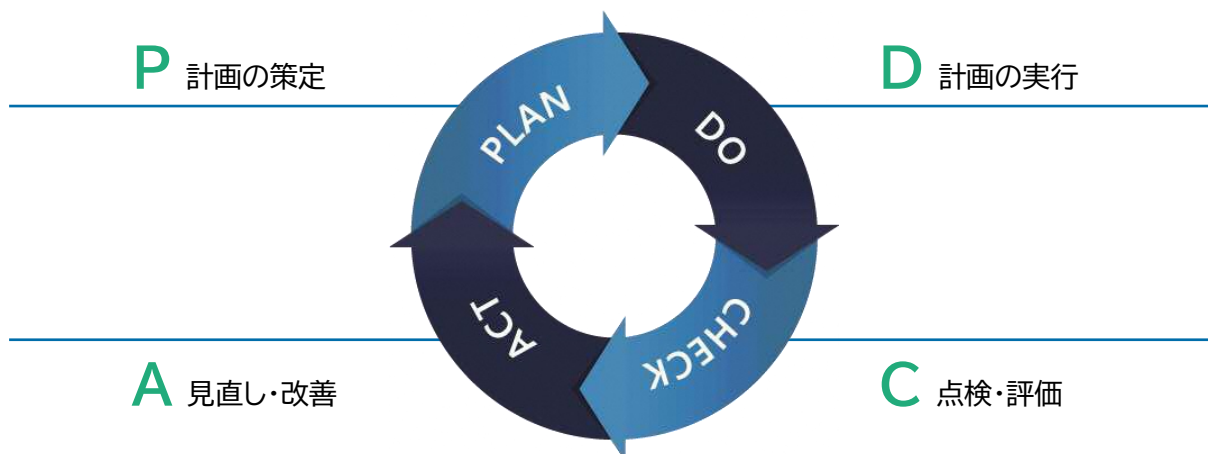
本計画については、町の公式ホームページに掲載し、地域における地域福祉活動を実践する主役である町民一人ひとりに広く浸透を図ります。

## 2 進捗管理

### (1) PDCA サイクルによる進捗管理

本計画で掲げた数値目標の達成状況をはじめ、各種施策・事業の着実な実施のため、地域福祉計画策定委員会において、PDCA サイクルによる計画の進捗管理および評価を行います。

地域福祉計画策定委員会は、計画の推進状況を確認し、そこから地域が抱える課題などについて検討します。計画の点検・評価の結果、各種施策・事業の実施について見直すべき事項がある場合は、適宜計画の見直しなどの検討を行います。



## (2) 指標による評価

### ● 基本方針 1 誰もが健やかに暮らせるまちづくり

#### 評価指標

指標	基準値 2025年 (令和7年)	目標値 2030年 (令和12年)
現在住んでいる地区での暮らしについて住みやすいと思う割合 (町民アンケートで、住んでいる地区について「とても住みやすい」または「まあまあ住みやすい」と回答する割合)		
高齢者が暮らすための環境	53.8%	60.0%
障がいのある人が暮らすための環境	45.3%	50.0%
子育てをする環境	82.4%	85.0%
子どもが暮らすための環境	80.6%	85.0%

### ● 基本方針 2 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

#### 評価指標

指標	基準値 2025年 (令和7年)	目標値 2030年 (令和12年)
悩みや不安について、相談する相手がいない割合 (町民アンケートで、不安や悩みについて「誰に相談したらいいかわからない」「相談できる人はいない」「相談しない」のいずれかを回答する割合)	7.9%	5.0%

### ● 基本方針 3 誰もが支えあうまちづくり

#### 評価指標

指標	基準値 2025年 (令和7年)	目標値 2030年 (令和12年)
ボランティア活動や地域活動をしたと思う割合 (町民アンケートで、ボランティア活動や地域活動について「ぜひ参加したい」または「できれば参加したい」と回答する割合)	28.1%	30.0%

### ● 基本方針 4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

#### 評価指標

指標	基準値 2025年 (令和7年)	目標値 2030年 (令和12年)
成年後見制度を知っている割合 (町民アンケートで、成年後見制度について「知っている」と回答する割合)	28.2%	30.0%
現在住んでいる地区の災害時の避難場所を知っている割合 (町民アンケートで、避難場所について「知っている」と回答する割合)	79.1%	90.0%

# 資料編

## 1 聖籠町地域福祉計画策定委員会

### (1) 聖籠町地域福祉計画策定委員会設置要綱 (平成 23 年 12 月 20 日告示第 81 号)

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」（以下「計画」という。）を策定するにあたり、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、聖籠町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関する事項について調査及び検討し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健・医療関係者
- (3) 町民
- (4) その他、町長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、

又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## (2) 聖籠町地域福祉計画策定委員会委員 名簿

任期：令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

	区分	氏名	役職	備考
1号委員 (学識経験者)	総合	木戸 利秋	障害者自立支援協議会長	
2号委員 (福祉・保健・医療 関係者)	総合	田村八四男	聖籠町民生委員児童委員協議会長	
	総合	飯田 一雄	聖籠町社会福祉協議会事務局長	
	高齢	牧野 房子	特別養護老人ホームはすがた園施設長	令和7年 6月19日～
	幼児・児童	三國 薫	聖籠はじめこども園長	
	幼児・児童	西村 美紀	聖籠幼稚園	
	障がい	長谷川ミワ	聖籠町障害者自立支援協議会副会長	
	障がい	本田 恵	聖籠町障害者相談支援専門員	

(敬称略)

## (3) 聖籠町地域福祉計画策定委員会審議経過

年月日	内 容
【第1回】 令和7年6月24日(火)	(1) 地域福祉計画の改定について (2) 今後のスケジュールについて
【第2回】 令和7年9月2日(火)	(1) アンケート調査について (2) 現計画の進捗状況について
【第3回】 令和7年12月19日(金)	(1) アンケート結果について (2) 第3次聖籠町地域福祉計画骨子(案)について
【第4回】 令和8年1月27日(火)	(1) 第3次聖籠町地域福祉計画(案)について
【第5回】 令和8年3月24日(火)	(1) パブリックコメントについて (2) 第3次聖籠町地域福祉計画(最終案)について

---

## 第3次 聖籠町地域福祉計画

2026年（令和8年）3月

聖籠町 保健福祉課

---

〒957-0117 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 825 番地

TEL:0254-27-6511 FAX:0254-27-6512

<https://www.town.seiro.niigata.jp>

Email [hofuku@town.seiro.niigata.jp](mailto:hofuku@town.seiro.niigata.jp)